

平成20年度決算のご報告

フコクしんらいレポート 2009



フコクしんらい
smart life partner

フコクしんらい生命保険株式会社

CONTENTS

ごあいさつ	1
-------	---

主要な経営指標等について

健全性・収益性	2
主要な経営指標	5

I. 会社の概況及び組織

I-1 沿革	7
I-2 経営の組織	7
I-3 店舗	8
I-4 資本金の推移	8
I-5 株式の総数	8
I-6 株式の状況	8
I-7 主要株主の状況	8
I-8 取締役及び監査役	9
I-9 会計参与の氏名又は名称	10
I-10 従業員の在籍・採用状況	10
I-11 平均給与（内勤職員）	10
I-12 平均給与（営業職員）	10

II. 保険会社の主要な業務の内容

II-1 主要な業務の内容	11
II-2 企業理念	11

III. 直近事業年度における事業の概況

III-1 直近事業年度における事業の概況	13
III-2 契約者懇談会開催の概況	15
III-3 お客さま相談窓口の設置とご相談・苦情のお申し出状況	16
III-4 ご契約者に対する情報提供の実態	17
III-5 商品に関する情報およびデメリット情報の提供の方法	19
III-6 代理店教育・研修の概略	20
III-7 新規開発商品の状況	21
III-8 主な保険商品一覧	22
III-9 情報システムに関する状況	25
III-10 保険金等の支払管理態勢を一層充実させる取組みについて	25
III-11 保険金・給付金のお支払状況について	28
III-12 社会貢献活動の概況	29

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	30
-----------------------------	----

V. 財産の状況

V-1 貸借対照表	31
V-2 損益計算書	34
V-3 キャッシュ・フロー計算書	36
V-4 株主資本等変動計算書	37
V-5 債務者区分による債権の状況	38
V-6 リスク管理債権の状況	39
V-7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	39
V-8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	39
V-9 有価証券等の時価情報（会社計）	40
V-10 経常利益等の明細（基礎利益）	42
V-11 計算書類等についての会計監査人による監査	43
V-12 財務諸表についての代表者による確認	43

VI. 業務の状況を示す指標等

VI-1 主要な業務の状況を示す指標等	44
VI-2 保険契約に関する指標等	50
VI-3 経理に関する指標等	53
VI-4 資産運用に関する指標等（一般勘定）	59
VI-5 有価証券等の時価情報（一般勘定）	69

VII. 保険会社の運営

VII-1 リスク管理態勢について	70
VII-2 コンプライアンス（法令等遵守）推進態勢について	73
VII-3 第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について	74
VII-4 個人データ保護について	75
VII-5 勧誘方針について	77
VII-6 反社会的勢力による被害を防止するための基本方針について	78

VIII. 特別勘定に関する指標等

VIII 特別勘定に関する指標等	79
------------------	----

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

IX 保険会社及びその子会社等の状況	79
--------------------	----

ごあいさつ



ご契約者をはじめ皆さま方には日頃より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 20 年度のわが国経済は、年度始より景気後退局面へ入りました。更に、平成 20 年 9 月の米大手証券会社の破綻を契機とした金融市場の混乱と世界経済の急速な縮小とともに、景気の悪化は深刻さの度合いを増していきました。下期に入るとその傾向は一層深まり金融関連の指標は乱高下しました。年度末にかけては、金融指標全般に若干安定の兆しは見られましたが、平成 21 年度の実質 GDP がマイナス成長と見込まれるなど、依然国内景気は厳しい状況下にあります。

こうした経営環境の下、フコク生命グループの一員として、平成 20 年 2 月 1 日より新たな資本構成で営業を開始した当社は、同年 4 月に富国生命保険相互会社から金融機関における保険販売の事業を引き継ぎ、従来の代理店チャンネルに、もう一つの事業の柱として金融機関チャンネルを加えるという、大きな事業転換を行いました。おかげさまで平成 20 年度の業績は非常に好調に推移し、事業は順調に拡大いたしております。

また、平成 21 年 3 月に財務基盤の一層の強化を目的として 100 億円の増資を行い、資本金の総額を 200 億円（資本準備金 50 億円を含む）といたしました。これにより、皆さまに今まで以上に安心していただける財務基盤を確保しております。

今後も引き続き、企業理念である『一翼をになう存在をめざして』に基づき、お客さまの生活をはじめ代理店などのパートナーの皆さま方やグループ企業の、延いては社会全体の一翼をにない得る存在となるべく努めてまいります。

本年もご契約者の皆さまには、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成 21 年 7 月

フコクしらい生命保険株式会社

代表取締役社長 **大嶋邦男**

健全性・収益性

Aランクの格付け

生命保険会社の格付けは、独立した第三者である格付機関が、保険金や年金等が契約どおりに支払われる確実性（保険金支払能力）の程度を評価したものです。

当社は日本格付研究所（JCR）より保険金支払能力につきまして「A+」（シングルエープラス）の格付けを取得しております。

日本格付研究所(JCR)の保険金支払能力格付けの定義

AAA	債務履行の確実性が最も高い。
AA	債務履行の確実性は非常に高い。
A	債務履行の確実性は高い。
BBB	債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
BB	債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。
B	債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。
CCC	現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。
CC	債務不履行に陥る危険性が高い。
C	債務不履行に陥る危険性が極めて高い。
D	債務不履行に陥っている。

日本格付研究所（JCR） （保険金支払能力格付）

A +

※ 記載の格付けは、平成 21 年 6 月末現在のものです。

※ 記載の格付けは、当社が日本格付研究所（JCR）に依頼して取得したものです。

※ 格付けはあくまでも格付機関の意見であり、保険金の支払等について保証を行うものではありません。また、格付機関が継続的に格付けを監視するものであり、将来的には変更される可能性があります。

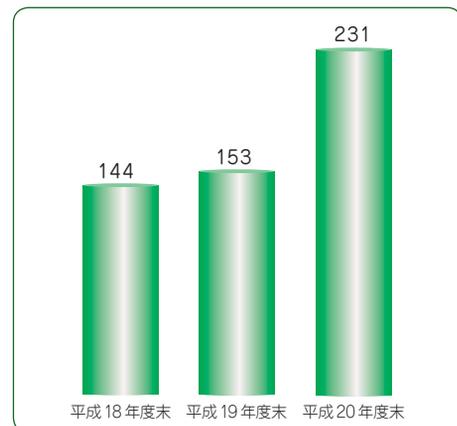
実質純資産額

ソルベンシー・マージン比率とともに、監督当局が生命保険会社の健全性を判断する指標のひとつです。これは、時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高いものを除いた負債の合計を差し引いて算出されます。この金額がマイナスになると、実質的な債務超過と判断され、業務停止命令等の対象となることがあります。

当社の平成 20 年度末における実質純資産額は、前年度末から 77 億円増加し、231 億円となりました。

●実質純資産額の推移

（単位：億円）

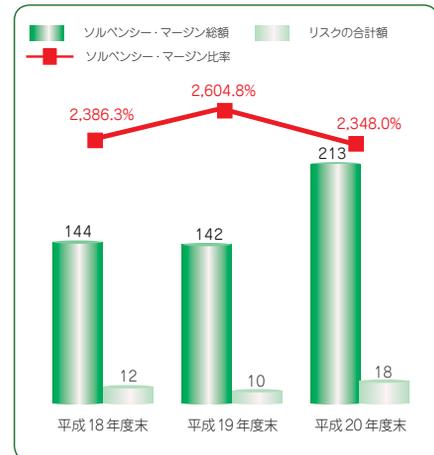


ソルベンシー・マージン比率 2,348.0%

当社の平成20年度末のソルベンシー・マージン比率は、監督当局が経営の健全性を判断する基準のひとつである200%を大きく上回る2,348.0%であり、十分な水準を確保しております。

※ 「ソルベンシー・マージン総額」および「リスクの合計額」の内訳など詳細は39頁をご参照ください。

●ソルベンシー・マージン比率の推移 (単位：億円)



ソルベンシー・マージン比率について

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているので、通常予想できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。しかし、大幅な環境変化によって予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株の大暴落など、通常の見積を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつがソルベンシー・マージン比率です。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置が取られます。逆に、この比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

ソルベンシー・マージン比率は、次の算式により算出されます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{(1/2) \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

●ソルベンシー・マージン総額 [以下の項目の合計額です]

資本金等、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券の評価差額×90%※、土地の含み損益×85%※、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等、控除項目、その他 ※マイナスの場合は100%を計上します。

●リスクの合計額

リスクの合計額は、右記の算式にて算出されます $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2 + R_4}$

保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど通常予想できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。

- 保険リスク相当額 (R₁) …………… 大災害の発生などにより、保険金支払いが急増するリスク相当額
- 予定利率リスク相当額 (R₂) …………… 運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額
- 資産運用リスク相当額 (R₃) …………… 株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額
- 経営管理リスク相当額 (R₄) …………… 業務の運営上通常の見積を超えて発生し得るリスク相当額
- 最低保証リスク相当額 (R₇) …………… 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額
- 第三分野保険の保険リスク相当額 (R₈) …… 医療保険やがん保険などのいわゆる第三分野保険について保険金等の支払いが急増するリスク相当額

基礎利益

基礎利益とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の1つで、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。これに有価証券売却益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を加えたものが「経常利益」となります。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金等を支払ったり、

将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

平成20年度の基礎利益は、富国生命の資本参加以降の業務拡大に際し、積極的に人的・物的投資を行ったことや、好調な販売実績による手数料等の増加により事業費が増加し、1億4百万円の損失となりました。

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
基礎利益 ①	1,064	1,903	△104
キャピタル損益 ②	35	7	△168
臨時損益 ③	△99	144	△487
経常利益①+②+③	1,000	2,055	△760

※基礎利益の内訳など、詳細は42頁をご参照ください。

●基礎利益の推移

(単位：百万円)



経常利益（損失）

経常利益とは、生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、費用（経常費用）を差し引いた残額です。なお、経常費用が経常収益を上回った場合には、その差額が経常損失となります。

平成20年度は、積極的に人的・物的投資を行ったことや、販売手数料等の増加により事業費が増加したことを主な要因として損失となり、経常損失は7.6億円となりました。

当期純利益（損失）

当期純利益（損失）とは経常利益（損失）に特別利益を加え特別損失と契約者配当準備金繰入額を控除した後、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した額です。すなわち、会社のすべての活動によって生じ

た当期の純利益または純損失を意味します。

平成20年度は損失となり、当期純損失は19.9億円となりました。

フコクしんらい生命は、逆ざやはありません

●逆ざやについて

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しております。その割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は毎年割り引いた分に相当する金額（これを「予定利息」といいます）を、運用収益などで確保する必要があります。

ところが、かつてない低金利が続くなかで、この予定利息分を実際の運用収益などでまかなえない状態が一部の契約で発生することがあり、これを「逆ざや」状態といいます。

●逆ざや額は、次の方法で算出されますが、当社は、下記のとおり利差損益がプラスのため、逆ざやはありません。

$$\text{利差損益}^*1 \quad 77 \text{ 百万円} = \left(\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^*2 \quad 1.78\% - \text{平均予定利率}^*3 \quad 1.72\% \right) \times \text{一般勘定責任準備金}^*4 \quad 1,287 \text{ 億円}$$

※1 利差損益がマイナスの場合、逆ざやといえます。

※2 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※3 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※4 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出しております。（期始責任準備金+期末責任準備金-予定利息）÷2

主要な経営指標

業績関係

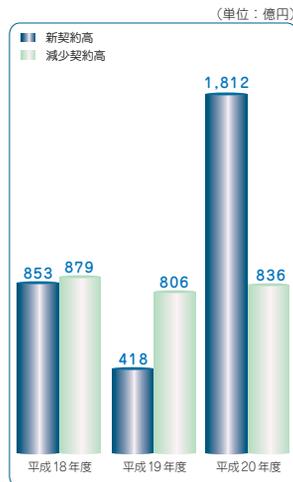
● 個人保険の業績概要（個人保険＋個人年金保険）

■ 新契約高および減少契約高、保有契約高（保険金ベースの指標）

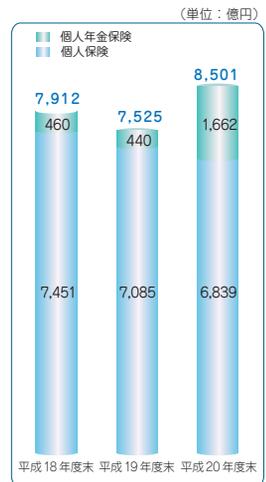
新たにご契約いただいた保障金額の合計額である新契約高は、前年度比 432.8% と大幅に伸びました。一方、満期、死亡、解約、失効、減額などにより減少した契約の合計である減少契約高は前年度比 103.7% となりました。

その結果、個々のお客さまに対して保障する金額の合計額である保有契約高は、前年度末比 113.0% となりました。

● 新契約高および減少契約高の推移



● 保有契約高の推移



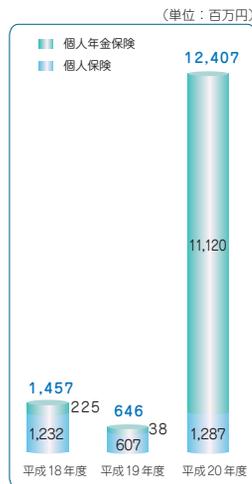
■ 新契約年換算保険料、保有契約年換算保険料（保険料ベースの指標）

年換算保険料とは、1 回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1 年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

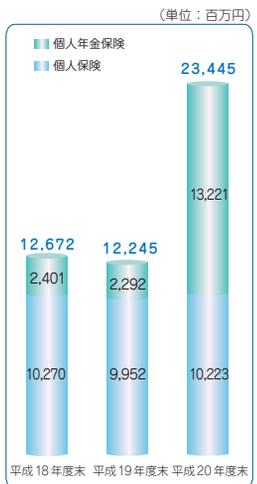
平成 20 年度における新契約年換算保険料は、前年度比 1,919.1% と大幅に伸びました。

一方、平成 20 年度末における保有契約年換算保険料についても、前年度末比 191.5% と大幅に伸びました。

● 新契約年換算保険料の推移



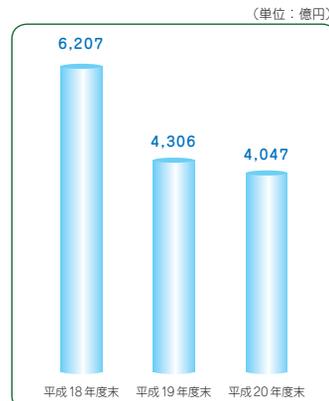
● 保有契約年換算保険料の推移



● 企業保険の業績概要（団体保険）

団体保険の保有契約高は、平成 19 年度においては大幅に減少しましたが、平成 20 年度は小幅の減少に止まり、前年度末比 94.0% となりました。

● 保有契約高の推移



資産・負債・純資産関係

● 資産関係

■ 総資産

一時払商品の販売が好調に推移したため、前年度末から1,294億円増加の2,113億円となりました。

■ 貸付金

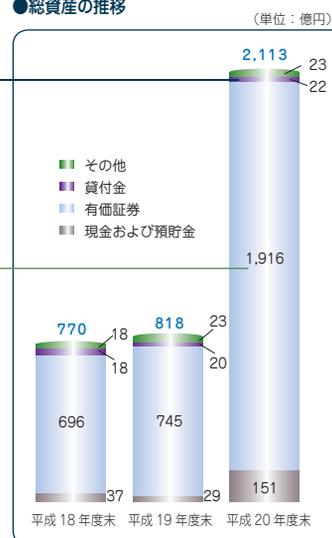
生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。

「保険約款貸付」には2種類あり、1つは、契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」というものです。もう1つが保険料の払い込みが一時的に困難になり、払込猶予期間内に払い込まれない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の範囲内で、保険料とその利息の合計額の立替を行う「保険料振替貸付」です。

一方、「一般貸付」は保険約款貸付以外の貸付で、内外の企業に対する貸付、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

なお、当社の平成20年度末における貸付金は全て保険約款貸付となっており、残高は22億円となりました。

● 総資産の推移



リスク管理債権について

貸付金のうち、「返済状況が正常でない債権」を総称して「リスク管理債権」といいます。当社の貸付金は、全て正常債権であり、リスク管理債権はありません。

■ 有価証券

有価証券とは、国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券をいいます。

当社は、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、公社債への投資を軸とした運用を行った結果、平成20年度末の公社債残高は1,893億円となり、総資産構成比は89.6%となりました。

「国債」、「地方債」、「社債」……それぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等が発行する債券への投資です。三者をあわせて「公社債」ともいいます。

「株式」……国内企業の発行する株式への投資です。

「外国証券」……米国債等、海外の国・企業などが発行する「外国債券」や、海外の国・企業が発行する「外国株式」等、海外の国・企業などが発行する有価証券への投資の総称です。

「その他の証券」……証券投資信託受益証券や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。

● 負債関係

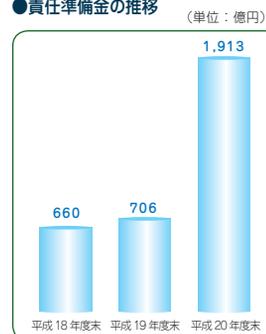
■ 責任準備金

責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実に行うために、保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことで、法令により積み立てが義務付けられています。

責任準備金の積立方式には様々な方法がありますが、当社は手厚い積立方式である平準純保険料式で積み立てを行っており、お客さまへの保険金などの支払いに対して万全の備えをしております。

当社は、平成20年度において責任準備金を1,206億円積み増し、年度末残高は1,913億円となりました。

● 責任準備金の推移



● 純資産関係

■ 資本金

資本金とは、事業運営の基礎となる資金で、株主の現物および金銭の出資額をいいます。なお、株主の出資額のうち、会社が資本金としたものは資本金、資本金としなかったものは資本準備金として、それぞれ貸借対照表上に表示されます。保険業法第6条の規定により、保険業を営む株式会社については資本金の額が10億円以上とされています。

平成20年度末の当社の資本金は150億円であり、資本準備金とあわせて、資本金総額は200億円となっております。

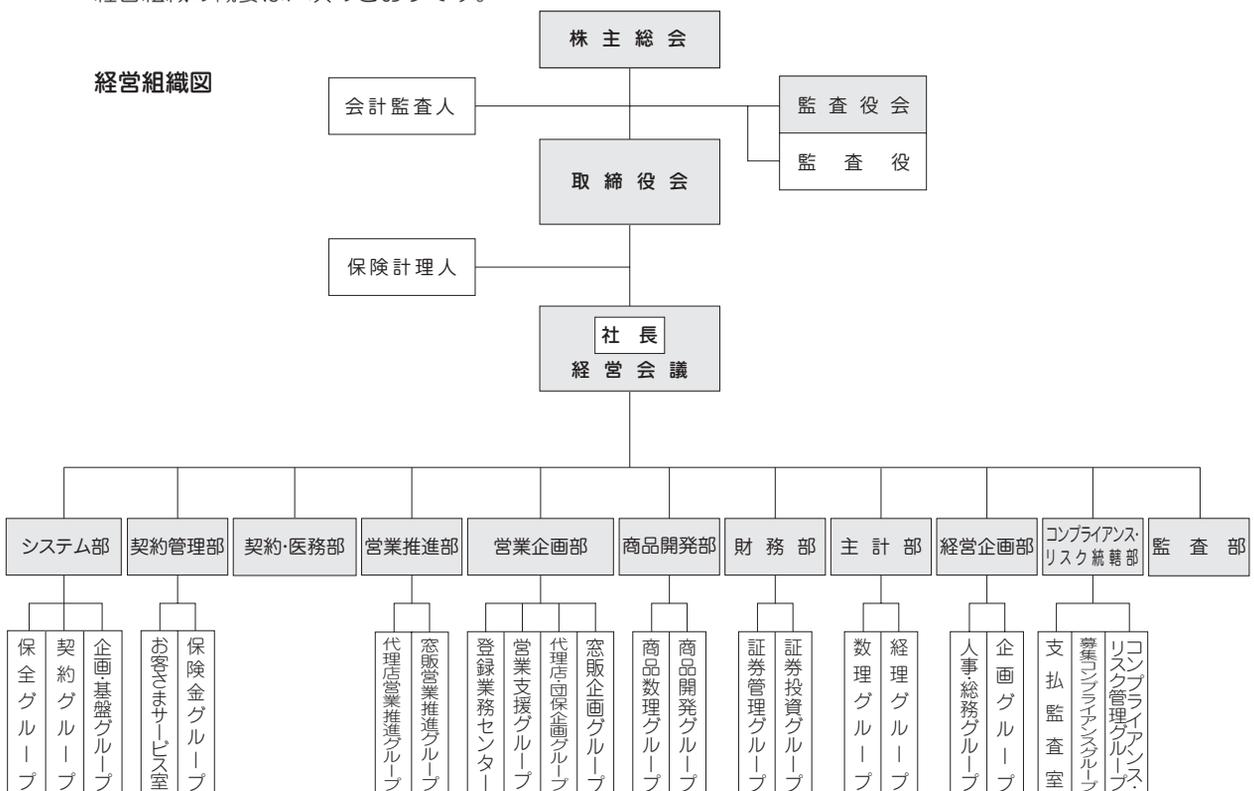
I-1 沿革

- 平成 8 年 8 月 共栄火災海上保険相互会社の全額出資子会社「共栄火災しんらい生命保険株式会社」として設立
大蔵大臣より生命保険業免許を取得
- 10 月 営業開始
- 平成 19 年 11 月 富国生命保険相互会社が共栄火災しんらい生命保険株式会社の子会社化の認可取得
- 平成 20 年 1 月 商号変更認可取得
富国生命保険相互会社が共栄火災海上保険株式会社より共栄火災しんらい生命保険株式会社の発行済株式数の 80%を取得
- 2 月 「フコクしんらい生命保険株式会社」として営業開始
- 4 月 「しんきんらいふ年金 FS」・「フコクしんらい定額年金」（3 年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険）、「しんきんらいふ終身 FS」・「フコクしんらい終身保険」（5 年ごと利差配当付終身保険）を発売
- 6 月 「しんきんらいふ年金 FS（積立利率変動型）」（積立利率変動型個人年金保険）を発売
- 9 月 上半期末の総資産が 1,000 億円を突破
- 10 月 フコク生命グループにおける、生命保険窓販全面解禁後初の保障性商品として、「がん保険金付定期保険」（がん保障定期保険特約付定期保険）を発売
- 平成 21 年 3 月 資本金総額を 200 億円に増資（資本準備金 50 億円を含む）
年度末の総資産が 2,000 億円を突破
- 4 月 「守ってあげたい FS」（低解約返戻金型収入保障保険）を発売

I-2 経営の組織

経営組織の概要は、次のとおりです。

経営組織図



I-3 店舗

本 社 〒108-0071 東京都港区白金台3-2-10 白金台ビル tel 03-5789-6790 (代表)

I-4 資本金の推移

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
平成8年8月8日	—	10,000百万円	会社設立
平成21年3月27日	5,000百万円	15,000百万円	増 資

I-5 株式の総数

発行可能株式総数	800千株
発行済株式の総数	400千株
当期末株主数	2名

I-6 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	400千株	—

(2) 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況		当社大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
富国生命保険相互会社	360千株	90%	—	—
共栄火災海上保険株式会社	40千株	10%	—	—

I-7 主要株主の状況

株 主 名	主たる営業所又は事務所の所在地	基金総額・ 資本金 ^(注)	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
富国生命保険相互会社	東京都千代田区	71,000百万円	生命保険業	大正12年11月22日	90%
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区	52,500百万円	損害保険業	昭和17年7月1日	10%

(注) 富国生命保険相互会社は基金総額(基金償却積立金31,000百万円を含む)を、共栄火災海上保険株式会社は資本金を表示しています。

I - 8 取締役及び監査役（平成21年7月3日現在）

役職名	氏名・生年月日	略	歴
代表取締役社長	大嶋 邦男 昭和17年12月2日生	昭和41年 平成10年 平成13年 平成19年 平成20年	富国生命保険相互会社入社 同社 取締役法人営業部長 同社 常務取締役 同社 専務取締役 当社 代表取締役社長 現在に至る
常務取締役	早川 三起男 昭和22年10月24日生	昭和45年 平成15年 平成18年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年	共栄火災海上保険相互会社入社 共栄火災海上保険株式会社 常務取締役兼団体組織開発部長 同社 常勤監査役 共栄火災しんらい生命保険株式会社 監査役 同社 常務取締役 当社 常務取締役 同社 常務取締役監査部長 現在に至る
取締役	米山 好映 昭和25年6月23日生	昭和49年 平成14年 平成17年 平成21年 平成20年	富国生命保険相互会社入社 同社 取締役総合企画室長 同社 常務取締役 同社 取締役常務執行役員 現在に至る 当社 取締役 現在に至る
取締役	竹田 徹 昭和25年7月27日生	昭和48年 平成15年 平成16年 平成21年	富国生命保険相互会社入社 同社 主計部長 同社 経理部長 当社 主計部長 同社 取締役主計部長 現在に至る
取締役	角田 誠一 昭和30年2月26日生	昭和53年 平成15年 平成18年 平成20年	富国生命保険相互会社入社 フコク情報システム株式会社部長 同社 取締役 現在に至る 当社 取締役システム部長 現在に至る
取締役	小谷 基 昭和32年9月4日生	昭和56年 平成17年 平成20年	富国生命保険相互会社入社 総合企画室長 当社 取締役経営企画部長 現在に至る
監査役	村山 良樹 昭和20年4月28日生	昭和44年 平成13年 平成15年 平成21年 平成20年	富国生命保険相互会社入社 同社 取締役保険計理人兼主計部長 同社 常務取締役 同社 取締役常務執行役員 同社 取締役専務執行役員 現在に至る 当社 監査役 現在に至る
監査役	北岡 勉 昭和31年8月15日生	昭和55年 平成16年 平成20年 平成20年	富国生命保険相互会社入社 同社 コンプライアンス統括部長 同社 監査部長 現在に至る 当社 監査役 現在に至る
監査役（常勤）	矢崎 力 昭和26年10月24日生	昭和49年 平成14年 平成15年 平成16年 平成17年 平成20年	富国生命保険相互会社入社 同社 業務部部長 同社 契約部長 同社 顧客サービス部長 同社 団体保険管理部長 当社 監査役 現在に至る

I-9 会計参与の氏名又は名称

会計参与は設置していません。

I-10 従業員の在籍・採用状況

区 分	19年度末 在籍数	20年度末 在籍数	19年度 採用数	20年度 採用数	20年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	104名	141名	16名	61名	46.1歳	2.6年
(男子)	(82)	(107)	(8)	(47)	(48.6)	(2.5)
(女子)	(22)	(34)	(8)	(14)	(38.4)	(2.8)
(総合職)	(87)	(125)	(12)	(59)	(47.3)	(2.2)
(一般職)	(17)	(16)	(4)	(2)	(36.7)	(5.0)
営業職員	—	—	—	—	—	—
(男子)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(女子)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

I-11 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	平成20年3月	平成21年3月
内勤職員	500	482

(注) 平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞とおよび時間外手当は含みません。

I-12 平均給与（営業職員）

該当ありません。

Ⅱ－１ 主要な業務の内容

生命保険業

① 生命保険の引受け

個人保険および団体保険の引受けを行い、約款に従い保険金・給付金等の支払を行っております。

② 資産の運用

保険料として收受した金銭等の資産を国内公社債を中心に安全かつ健全に運用しております。

Ⅱ－２ 企業理念

(1) 企業理念

『一翼をになう存在をめざして』

当社は、企業理念として『一翼をになう存在をめざして』を掲げ、お客さまの生活をはじめパートナーの、延いては社会の一翼をにない得る存在となるべく努力してまいります。

- ・お客さまの生活の一翼をになう存在として
- ・パートナーの一翼をになう存在として
- ・フコク生命グループの一翼をになう存在として
- ・職員の人生の一翼をになう存在として
- ・社会の一翼をになう存在として

(2) 経営姿勢

当社は企業理念を実現するために、『Smart Insurance Company』をキーワードに、次の5つの経営姿勢で臨みます。

- ・スマートな商品と良いフットワークが身上の企業ブランドを実現する
- ・お客さま基点の独自の保険商品とサービス体制でパートナーの価値を高める魅力的な専門カンパニーをめざす
- ・優れた人材の育成と職員の自己実現の一致をめざす
- ・会社を支えるシステムや組織の刷新を常に図り、新時代をリードする価値を創出する
- ・最大たらんよりは最優たれをモットーに、凜とした経営を実現する

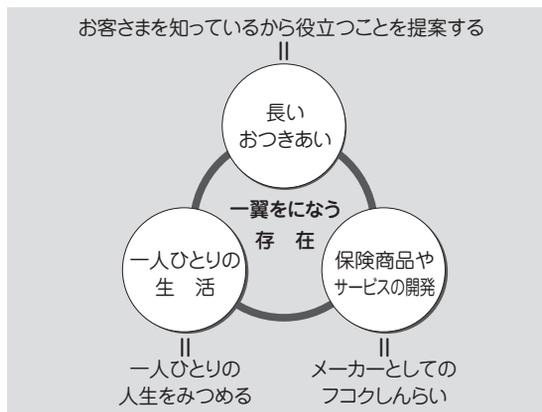
企業理念の実現に向けて～パートナー（代理店）とともに～

当社は、メーカーとして、お客さまとの長いおつきあいの中で必要とされる保険商品やサービスの開発・提供を通して、お客さま一人ひとりの生活の一翼をになう存在をめざしたいと考えております。そのためには、当社にとって大切なパートナーである代理店とのコラボレーションを行っていくことが大変重要です。

当社のパートナーは金融機関代理店と一般代理店（金融機関代理店以外の代理店）です。当社は、スマートな商品とフットワークの良さが身上の専門カンパニーとして、お客さま基点に立った独自の保険商品とサービス体制をもって支援を行い、パートナーの価値を高めていきたいと考えております。

この考えの下、当社はパートナーに対して共栄火災しんらい生命がこれまで行ってきた支援に加え、富国生命が培ってきたノウハウ・経験を活かした独自の商品ラインナップの充実、募集支援、研修支援の強化を図ることで、金融機関代理店や一般代理店がお客さまに対し、これまで以上に質の高い商品・サービスを提供できるよう努力してまいりました。

そして、これからもパートナーの皆さまとともに“一翼をになう存在”をめざしてまいります。



① 金融機関代理店

平成 20 年 4 月より富国生命の窓販業務を引き継ぎ、富国生命および共栄火災が長くおつきあいさせていただいている信用金庫業界を中心に、一部都銀・地銀・信用組合へも保険商品を提供しております。

② 一般代理店

当社の一般代理店は共栄火災の損保代理店が中心です。主に損害保険の既契約者さまに対し、生命保険商品の提案・提供を行っております。

③ パートナー数（平成 21 年 3 月末現在）

	代理店委託数
パートナー	1,973 店
うち金融機関代理店	281 店
うち一般代理店	1,692 店

Ⅲ－１ 直近事業年度における事業の概況

(1) 経営環境

平成19年度の後半から景気先行きに不透明感が漂うなど変調の見られたわが国経済は、平成20年度始より景気後退局面へ入りました。さらに、平成20年9月の米大手証券会社の破綻を契機とした金融市場の混乱と世界経済の急速な縮小とともに、景気の悪化は深刻さの度合いを増していきました。下期に入るとその傾向は一層深まり、年度始に12,000円台であった日経平均株価は終値で期中にバブル後最安値の7,000円台を記録、また、為替も対米ドルや対ユーロで急激な円高が進むなど金融関連の指標は乱高下しました。こうした市場環境の中、外需主導型経済の日本は輸出産業を中心に大打撃を受け、企業収益や雇用の急激な悪化、設備投資の大幅な減少など深刻な状況に陥りました。年度末にかけては、日経平均株価が8,000円台まで回復するなど、金融指標全般に若干安定の兆しは見られましたが、平成21年度の実質GDPがマイナス成長と見込まれるなど、依然国内景気は深刻な不況の渦中にあります。

生命保険業界においては、5月に約1世紀ぶりに商法の保険に関する規定が改正され、商法から独立した形で新たに保険法が成立しました。そして7月には、保険金等の支払状況についての調査の結果により、10社に対して業務改善命令が発せられるとともに、保険金等の支払い漏れ等が発生した生命保険会社37社と生命保険協会に対しても保険金等の支払管理態勢等に係る業務改善に向けた一層の取組みおよびその成果の公表等の要請が行われるなど、保険金等のお支払いという最も基本的かつ重要な業務において、社会全体にご迷惑とご心配をおかけするという誠に遺憾な事態となりました。下期に入ると、金融市場の混乱が国内の生命保険業界にも波及し、10月には1社が8年振りとなる経営破綻に陥り、また、数社が4～12月期決算において赤字となるなど、業界を取り巻く環境は一層厳しいものとなりました。

(2) 事業の経過

こうした経営環境の下、平成20年2月1日に新たな資本構成で営業を開始した当社は、4月より富国生命保険相互会社から金融機関における保険販売（以下、「窓販」といいます）の事業を引き継ぎ、従来の代理店チャンネルに、もう一つの事業の柱として金融機関チャンネルを加えるという、大きな事業転換を行いました。従いまして、今期は、新たな事業基盤を安定させることに主眼を置いた経営を展開いたしました。

具体的には、営業面において、10月にフコク生命グループの生命保険窓販商品として初めての保障商品である「がん保険金付定期保険」（がん保障定期保険特約付定期保険）を発売いたしました。この商品は、死亡保障を備えながら、がんに対する保障ニーズにお応えする商品として、シンプルであり、かつお客さまと代理店に分かりやすいことを基本コンセプトに開発いたしました。また、従来のチャンネルである一般代理店と、新たなチャンネルである金融機関代理店に対して、研修の実施等を通じて販売体制・内部管理体制の構築支援に努めました。これらの取組みの結果、業績は非常に順調に推移し、特に窓販事業においては、新契約高で1,388億31百万円という、大きな実績を挙げることができました。

内部管理体制につきましては、特に保険金等支払管理態勢の一層の充実に注力し、保険金等支払部門のチェック体制の強化・改善、保険金等支払管理に関する規程整備、支払案件の再検証態勢の構築、関連部署間での連携等を実施しました。

なお、3月に財務基盤の一層の強化を目的として100億円の増資を行いました。これにより、資本金の総額は200億円(資本準備金50億円を含む)となりました。

今後も引き続き、企業理念である『一翼をになう存在を目指して』に基づき、お客さまの生活をはじめ代理店などのパートナーやグループ企業の、延いては社会全体の一翼を担い得る存在となるべく努めてまいります。

平成20年度における業績の概要および今後の当社が対処すべき課題は、以下のとおりであります。

(3) 業績の概要

① 保有契約高、新契約高および減少契約高の状況および推移

個人保険および個人年金保険は、新契約高が1,812億80百万円(前年度比332.8%増)、減少契約高が836億14百万円(前年度比3.7%増)となり、保有契約高は8,501億75百万円(前年度末比13.0%増)となりました。

また、団体保険の保有契約高は4,047億76百万円(前年度末比6.0%減)となり、個人保険および個人年金保険の保有契約高に団体保険の保有契約高を加えた保有契約高全体では1兆2,549億52百万円(前年度末比6.1%増)となりました。

② 収支および資産運用の状況

収入面では、窓販事業において、一時払個人年金保険などの新契約高が大幅に伸展したことにより、保険料等収入が1,352億37百万円(前年度比774.1%増)となりました。また、資産運用収益が29億78百万円(前年度比79.7%増)となり、その他経常収益を含めた経常収益は1,385億10百万円(前年度比701.1%増)となりました。

支出面では、保険金等支払金が83億85百万円(前年度比13.7%増)となり、一時払商品の好調な販売実績を反映し、責任準備金等繰入額が1,206億70百万円(前年度比2,523.8%増)となりました。また、資産運用費用が8億60百万円(前年度比364.7%増)、事業費が85億32百万円(前年度比198.2%増)となり、その他経常費用を含めた経常費用は1,392億70百万円(前年度比814.2%増)となりました。

以上の結果、経常収支は7億60百万円の損失となりました。

これに特別損失、契約者配当準備金繰入額、法人税および住民税、法人税等調整額を加算減算した結果、当期純損失は19億90百万円となりました。

なお、生命保険本業の期間収益を示す指標の基礎利益は、1億4百万円の損失となりました。

資産運用では、運用資産の増加により、運用収益の中心である利息及び配当金等収入が前年度を8億22百万円上回る22億86百万円となり、資産運用収益全体では前年度から13億20百万円増加の29億78百万円となりました。一方、資産運用費用は、金融市場の混乱の影響から有価証券売却損、有価証券評価損が増加し、前年度から6億75百万円増加の8億60百万円となりました。これらの結果、資産運用収支は6億45百万円増加し、21億17百万円となりました。

③ 資産・負債の状況

一般勘定資産(総資産)は、保険料等収入の大幅増加により、前年度末から1,294億53百万円増加し、2,113億51百万円となりました。主な内訳は、公社債1,893億1百万円であり、総資産

構成比は89.6%であります。

責任準備金については、本事業年度末において一部保険契約の将来にわたる健全性を維持するために追加責任準備金の積み立てを行っており、責任準備金繰入額は総額で1,206億70百万円となりました。その結果、責任準備金の当年度末残高は1,913億61百万円(前年度末比170.7%増)となりました。

なお、責任準備金のうち、保険料積立金は平準純保険料式により計算しております。

(4) 会社に対処すべき課題

お客さま基点に立った事業経営を確固たるものとし、お客さまの生活をはじめ代理店などのパートナーやグループ企業の、延いては社会の一翼を担いうる存在となるべく、引き続き、コンプライアンスを推進し、リスク管理を徹底するとともに、お客さまや金融機関をはじめとする代理店へのサービスの充実などに取組むことで、「企業品質の向上」を追求してまいります。そのために、『Smart Insurance Company』をキーワードに、下記の重点課題に取り組んでまいります。

- ・ 信用金庫を中心とした金融機関における保険の窓口販売推進と保全業務体制の強化
- ・ 一般代理店(金融機関代理店以外の代理店)における営業推進と保全業務体制の強化
- ・ 保険金等支払管理態勢の一層の充実
- ・ 業務効率化の徹底
- ・ 業務適正性の確保
- ・ 機動的な商品提供の実施
- ・ 教育・研修体制の構築と充実
- ・ コンプライアンスの推進とリスク管理態勢の強化

Ⅲ－２ 契約者懇談会開催の概況

平成20年度は開催しておりません。

Ⅲ－3 お客さま相談窓口の設置とご相談・苦情のお申し出状況

(1) お客さま相談窓口の設置とご相談・苦情のお申し出状況

当社では、お客さまの様々なご相談・ご要望にお応えするため、「お客さまサービス室」を窓口としてご相談をお受けしております。また、お客さまの声を直接会社に届けていただくことを目的に、新契約の保険証券に「お客さまの声はがき」を同封しております。

平成 20 年度のご相談・苦情の状況については、次のとおりです。

ご相談・苦情のお申し出件数

お申し出の主な項目	平成 19 年度			平成 20 年度		
	相 談	苦 情	合 計	相 談	苦 情	合 計
1. 新契約（商品内容、資料請求等）	19	19	38	774	51	825
2. 収納関係（保険料の払込み等）	10	8	18	374	18	392
3. 保全関係（住所変更、解約、契約者貸付等）	60	42	102	790	46	836
4. 保険金・給付金関係（請求及び支払等）	9	18	27	993	18	1,011
5. 税金・控除証明等	1	3	4	240	0	240
6. その他	9	16	25	194	47	241
合 計	108	106	214	3,365	180	3,545

（注）平成 20 年度はお客さま専用ダイヤルの PR を推進した結果、相談件数が大幅に増加いたしました。

(2) お客さまの声を活かした取組み（苦情からの改善事例）

当社では、お客さまの声を幅広く取り入れ、お客さまの立場に立った業務の改善に活かす取組みを最重要課題と位置付けております。お客さま専用ダイヤルや代理店などに寄せられたご意見・ご要望、更に苦情も含めて当社の貴重な財産と認識し、お客さま満足度の高い企業へ向けた取組みに反映させるよう努力しております。お客さまの声を受けて平成 20 年度に業務改善した事例をご紹介します。

お 客 さ ま の 声	契約の見直しで保険金の一部を解約（減額）した。電話対応者の説明では翌月から減額された新保険料が口座から振替られると聞いたが、手続きした月の保険料は、その差額が後日口座に返金された。説明と違うのではないかと。
会 社 の 回 答	一部解約（減額）した保険料につきましては、手続き日を基点に変更になります。手続き日が、金融機関に振替依頼をする日以降の場合、その変更修正ができないため一旦一部解約（減額）する前の保険料で振替させていただきます。後日、新旧保険料との差額を返金させていただきます。よって、変更後の新保険料の口座振替開始は翌月からとなりますが、当月分保険料の取扱いにつきましてはご契約者さまが十分ご理解できるような説明がなされておりました。
改 善 状 況	お手続きの内容をご説明する際には、説明漏れがないように再教育をするとともに、「手続きのご案内」に手続き日と保険料の関係についての説明文を掲載するように改善しました。

Ⅲ－４ ご契約者に対する情報提供の実態

(1) 経営活動に関する情報提供

① ディスクロージャー誌等による情報提供

経営の内容に関する現状のご報告資料として、「フコクしんらいレポート」（本誌）を毎年作成しております。本誌は、当社本社ならびに主要な代理店に常時備え置くとともに、生命保険協会など関係機関へも配付しております。さらに、本誌を当社インターネットホームページにも掲示し、広く閲覧いただけるよう対応しております。

なお、ご契約者へ年1回ご送付しております「ご契約内容のお知らせ」とともに、当社の経営状況をよりご理解いただく一助として、直近の主要業績の内容等を記載した小冊子「営業のご案内」をお送りしております。

② インターネットホームページによる情報提供

当社では、インターネットホームページを通じて、取扱商品のご案内、経営内容に関する情報提供等を行っております。経営全般に関する情報などは「ニュースリリース」として、当社業務に係わる情報などは「トピックス」として、随時情報発信を行っております。

(ホームページアドレス…<http://www.fukokushinrai.co.jp/>)

(2) ご契約に関する情報提供

① ご契約前の情報提供

個別商品に関する特徴やしぐみについては、パンフレット、契約概要、保険設計書にてご説明しております。ご契約の際には、ご確認いただきたい重要事項について平易に解説した「ご契約のしおり・約款」をお渡しし、注意喚起情報・お客さまの個人情報に関する重要事項についてご確認いただくとともに、「意向確認書」を用いて、お申込みいただく保険商品がお客さまの意向（ニーズ）に合致するものであることを保険契約の締結前に最終的にお客さまに確認いただくことしております。



② ご契約後の情報提供

ご契約締結後は、次のような情報提供を行っております。

保険料のお払い込みに関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料口座振替についてのご案内（年払、半年払） ・ 生命保険料再請求のお知らせ ・ 保険料お立替えのご案内
保険契約の状況に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約内容のお知らせ ・ 保険契約失効のご案内 ・ 保険期間満了のお知らせ ・ 保険契約更新のご案内
貸付金等に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息繰入れのご案内
満期に伴う返戻金に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期に伴う返戻金のご案内
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料控除証明書

③ ご契約内容等に関する情報提供

ご契約者からのご照会につきましては、「お客さまサービス室」で対応いたします。

ご契約内容はもとより、解約返戻金等の試算、貸付金の残高等、ご契約に関するさまざまな内容・お手続きについてご照会いただけます。

お客さま専用ダイヤル〈お客さまサービス室〉

電話番号：0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

Ⅲ－５ 商品に関する情報およびデメリット情報の提供の方法

保険契約者が、生命保険商品および制度についてご存じなかったことにより、不利益を被ることがないように、保険契約者に是非ご理解いただきたい情報につきまして、ご契約の際にお渡しする「ご契約のしおり・約款」および「注意喚起情報」に記載しております。主なものは次のとおりです。

クーリング・オフ制度 お申込者または保険契約者は、お申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「申し込みの撤回等」といいます。）について記載した書面を交付された日とご契約の申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面（郵送）により申し込みの撤回等を行うことができます。

ただし、保険会社の指定した医師の診査を受けた場合や法人を保険契約者とする保険契約等の場合は、クーリング・オフの取り扱いはできません。

告知義務・告知義務違反 保険会社にご契約を引き受ける場合、お客さまから健康状態や職業などの重要事項についてありのままをお知らせしていただくことになっております。この制度を告知義務といいます。

告知をされる際に、事実と異なることを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあります。

保険金・給付金を支払わない場合 ご契約が継続されていても保険金や給付金が支払われない場合があります。たとえば、①被保険者が契約日または復活日から3年以内に自殺したとき②保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき③戦争その他の変乱によって死亡したとき（ただし、死亡した被保険者の数によっては死亡保険金を全額または削減して支払うことがあります。）等の場合には、死亡保険金等は支払われません。

給付金が支払われない場合についても保険金と同様にお支払いできない条件がありますので、「ご契約のしおり・約款」「注意喚起情報」をご一読願います。

契約の失効 保険料のお払い込みがなく、お払い込みの猶予期間を過ぎた場合、猶予期間の満了日の翌日からご契約は効力を失います。この場合、保険金・給付金が支払われなくなりますのでご注意願います。

なお、保険種類によっては、保険料のお払い込みがなく、お払い込みの猶予期間を過ぎた場合でも、特に反対のお申し出がない限り、解約返戻金の範囲内で自動的に保険料を立て替え、ご契約を有効に存続させる制度があります。

解約返戻金 ご契約が解約された場合などに、保険契約者にお支払いする返戻金をいいます。生命保険では、お払い込みいただいた保険料のうち、一部は保険金等の支払いに、一部はご契約を管理する費用等に充てられており、解約されますと解約返戻金は多くの場合、払い込んだ保険料より少なく、特に短期間ですと解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかな額となります。なお、解約返戻金なし特則を付加した医療保険（付加した所定の特約を含みます。）については、解約返戻金はありません。

Ⅲ－６ 代理店教育・研修の概略

(1) 代理店教育の基本的考え方

当社では、「フコク生命グループ」として、生保販売の推進によるお客さまへの利便性の提供およびサービスの拡充が重要な課題であると考えております。

このような認識のもと平成21年度は、金融機関を中心とした代理店に対し、継続的・定例的に「教育・研修の場」を提供していくための業務支援を行います。

現状の市場環境の中で、資質の高い販売技術を習得するために、またその技術を実際のセールス場面で即日実践するために、代理店の知識面や技術面の強化をはかり、お客さまからの信頼をより強固なものにしてまいります。

(2) 業界共通教育

初めて代理店となる場合には、業界共通教育カリキュラムに基づいて、一般課程研修（登録前）を実施し、登録日後においては販売基礎研修（登録後研修）を行います。以後各段階に応じて、専門課程試験、応用課程試験、生命保険大学課程試験への取組みを行い、より幅の広い知識、販売技術の習得を目指すよう指導しております。

(3) 当社独自研修

当社では、業界共通教育に加えて、セールスプロセスに沿った当社独自の研修カリキュラムを以下のとおり実施しております。

① アプローチ研修（ニーズの顕在化）

ニーズ喚起の手順、しんらいLetters、共感できる話法とは、フコクしんらい生命商品、法人へのアプローチ、新契約事務、保全・収納の知識、コンプライアンス

② ファクトファインディング研修（情報収集、情報提供）

生命保険と税金、実践的訴求方法、公的年金制度、公的医療制度、隣接業界の動向、保険証券の分析方法、ライフプランニング、顧客情報取得の重要性

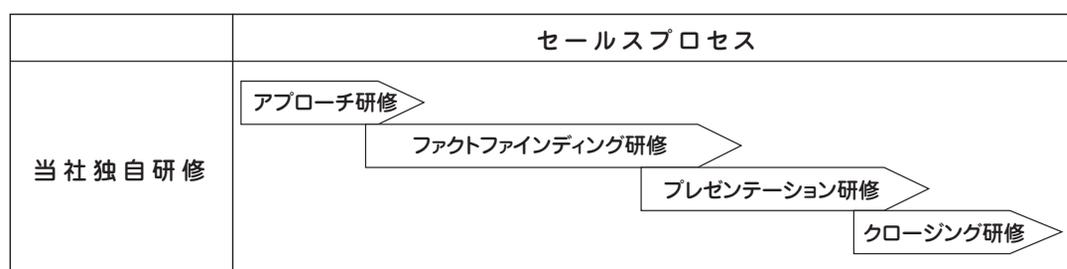
③ プレゼンテーション研修（提案）

金融資産の運用と設計、生命保険を活用した相続対策、事業承継対策、提案書作成実務、タックスプランニング

④ クロージング研修（購入決断）

クロージングと紹介セールス、コンプライアンス、新契約・保全手続き

〈セールスプロセスに沿った研修カリキュラム〉



Ⅲ－７ 新規開発商品の状況

当社では、平成8年10月の開業当時から、お客さまの多様なニーズにお応えすべく豊富な商品ラインナップを取り揃え、個々のお客さまによりフィットした自由な商品設計をご提供できるよう努力してまいりました。

- ① 企業・団体の弔慰金・死亡退職金等の裏付けとして、福利厚生制度の充実に役立ていただくための総合福祉団体定期保険（平成8年12月）
- ② 期間の経過とともに責任が増加するというお客さまのために、保険料が一定で保障額が逡増していく逡増定期保険（平成9年10月）
- ③ 解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約者が保険契約を長期に継続することを支援する5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険および無配当低解約返戻金型終身保険（平成12年5月）
- ④ 病気やケガで入院したとき、入院日数に応じて給付金を支払う無配当医療保険（平成13年1月）
- ⑤ お申し込みの際して告知、診査を不要とした低解約返戻金型終身保険（無選択型）（平成15年12月）
- ⑥ 保障を月額で考え、合理的な保障内容をご提供する収入保障保険（平成16年9月）
- ⑦ 解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約者が保険契約を長期に継続することを支援する低解約返戻金型長期定期保険（平成17年7月）
- ⑧ 金融機関窓口販売商品として、加入時に定めた年金額を年金支払日に支払うほか、年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は死亡給付金（不慮の事故等で死亡した場合は災害死亡給付金として死亡給付金の1.1倍）を支払う3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険（平成20年4月）
- ⑨ 金融機関窓口販売商品として、加入時の金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率により増加した積立金額に基づき、年金支払開始日に定められた年金をお支払いする積立利率変動型個人年金保険（平成20年6月）
- ⑩ 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または保険期間中に死亡もしくは所定の高度障害状態に該当したときに保険金をお支払いするがん保障定期保険特約（平成20年10月）
- ⑪ 保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当したときに年金を月額で支払うほか、解約返戻金の水準を一定期間低く設定することで割安な保険料を実現した低解約返戻金型収入保障保険および低解約返戻金型収入保障特約（平成21年4月）
- ⑫ 余命6か月以内と判断される場合に所定の保険金をお支払いする従来のリビング・ニーズ特約に比して、お支払いの対象となる保険種類の範囲をより拡大したリビング・ニーズ特約（2009）（平成21年4月）

Ⅲ－８ 主な保険商品一覧（平成21年4月現在）

(1) 主な個人向け商品

② 契約年齢の範囲内でも、ご契約内容によりご加入いただけない場合があります。

【金融機関の窓口でお取り扱いしている商品】

主なご利用の目的	保険種類	販売名称	契約年齢範囲
豊かなセカンドライフをお望みの方に	3年ごと利差配当付 災害死亡給付金付個人年金保険	しんきんらいふ年金 FS フコクしんらい定額年金	0～80歳
	積立利率変動型個人年金保険	しんきんらいふ年金 FS 〈積立利率変動型〉	0～85歳
	生涯にわたる保障をお望みの方に	5年ごと利差配当付終身保険 〈一時払型〉	しんきんらいふ終身 FS フコクしんらい終身保険
一定期間の悪性新生物（がん） と万一のときへの備えをお考えの方に	がん保障定期保険特約付定期保険	がん保険金付定期保険	15～70歳

※ 取扱商品は金融機関により異なる場合があります。

【金融機関以外の代理店等でお取り扱いしている商品】

主なご利用の目的	保険種類	販売名称	契約年齢範囲
生涯にわたる保障をお望みの方に	5年ごと利差配当付終身保険 終身保険	終身保険	15～75歳
	5年ごと利差配当付 低解約返戻金型終身保険	低解約返戻金型終身保険	15～70歳
	低解約返戻金型終身保険		
年齢等の理由で保険加入をあきらめていた方に	長寿祝金支払特則付低解約返戻金型終身保険（無選択型）	ご長寿万歳	60～80歳
一定期間の保障をお望みの方に	定期保険	だいじょうぶ	6～75歳
	低解約返戻金型長期定期保険	低解約返戻金型 長期定期保険	
	遡増定期保険	遡増定期保険	15～75歳
万一の場合の毎月の生活資金を確保したい方に	低解約返戻金型収入保障保険	守ってあげたい FS	15～75歳
保障と財産の形成を同時にお望みの方に	5年ごと利差配当付養老保険	充実樹	3～75歳
	養老保険		
豊かなセカンドライフをお望みの方に	5年ごと利差配当付個人年金保険	歳々・楽々	16～75歳
お子さまの教育資金等の準備をお考えの方に	5年ごと利差配当付こども保険	成長樹	被保険者： 0～9歳 保険契約者： 20～60歳
3大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）への備えをお考えの方に	5年ごと利差配当付 特定疾病保障終身保険	5年ごと利差配当付 特定疾病保障終身保険	15～65歳
	特定疾病保障定期保険	無配当特定疾病保障定期保険	
病気やけがによる入院等への備えをお考えの方に	医療保険	医療自在	6～65歳

(2) 主な特約

⑨ 特約によっては、保険種類やご契約内容等により付加することができない場合があります。

① 死亡・高度障害の保障を大きくするための特約

主なご利用の目的	特約名
より充実した保障をお望みの方に	平準定期保険特約
ライフサイクルに応じた保障をお望みの方に	逓減定期保険特約
万一の場合の毎月の生活資金を確保したい方に	低解約返戻金型収入保障特約
3大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）への備えをお考えの方に	特定疾病保障定期保険特約
悪性新生物（がん）への備えをお考えの方に	がん保障定期保険特約

② 災害や疾病の保障を追加するための特約

主なご利用の目的	特約名
災害による死亡・高度障害状態への備えをお考えの方に	災害割増特約
災害による死亡・身体障害への備えをお考えの方に	傷害特約
災害による入院への保障をお考えの方に	災害入院特約
疾病による入院や災害・疾病による手術をした際の保障をお望みの方に	疾病入院特約
災害により入院した後、退院した場合にかかる費用への備えをお考えの方に	災害退院後療養特約
疾病により入院した後、退院した場合にかかる費用への備えをお考えの方に	疾病退院後療養特約
成人病により入院した際の保障をお望みの方に	成人病保障特約
女性特有の疾病等により入院した際の保障をお望みの方に	女性医療特約
お子さまが災害・疾病により入院・手術した際の保障をお望みの方に	こども医療特約

③ ご家族の死亡・高度障害保障のための特約

主なご利用の目的	特約名
被保険者の配偶者に対する保障をお望みの方に	配偶者定期保険特約

④ 死亡・高度障害保障を他の保障に移行させるための特約

主なご利用の目的	特約名
終身保険等について、生涯にわたる保障に代えて年金で受け取ることをお望みの方に	5年ごと利差配当付年金支払移行特約
終身保険等について、生涯にわたる保障を介護状態になったときの保障に代えることをお望みの方に	5年ごと利差配当付介護保障移行特約

⑤ 生存中に保険金を受け取るための特約

主なご利用の目的	特約名
余命6か月以内と判断されたときに保険金を受け取ることをお望みの方に	リビング・ニース特約(2009)

(3) 医療保険専用の特約

④ 特約によっては、ご契約内容等により付加することができない場合があります。

主なご利用の目的	特約名
災害・疾病により入院した後、退院した場合にかかる費用への備えをお考えの方に	退院後療養特約
悪性新生物（がん）に対する保障を充実したいとお考えの方に	がん入院特約
	がん診断給付金特約
万一の場合の保障を確保したいとお考えの方に	終身保険特約
	定期保険特約
災害や疾病による給付金がなかったときの祝金として	無事故給付金特約

上記の説明内容は主な個人向け商品（主契約・特約）の概要をご説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面」（または「契約概要」「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」）、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。

(4) 企業・団体向け商品

名 称	特 徴
総合福祉団体定期保険	団体（会社・協同組合等）の定める福利厚生規程（弔慰金・死亡退職金規程等）の円滑な運営とともに、所属員の遺族および所属員の生活保障を目的とする全員加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、団体の福利厚生規程に準拠した死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。
団体定期保険（Bグループ保険）	団体の所属員を被保険者とし、遺族および所属員の生活保障を目的とする任意加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。 また、特約を付加することにより所属員のお子さまも被保険者になります。
団体信用生命保険	賦払債務者を被保険者とし、銀行、信用保証会社などの信用供与機関または信用保証機関をご契約者とする団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、被保険者にかわって債務残高相当額をご契約者にお支払いします。

Ⅲ－９ 情報システムに関する状況

情報システムにつきましては、アウトソーシング方式により基幹システムを運営しております。これにより、安全、正確、迅速なご契約管理とお客さまへのサービスを支えるシステム構築を推進してまいりました。

富国生命支社向けには、同社のオンラインネットワークを通じて、金融機関窓口販売契約における新契約や保全関係の諸帳票を配信しております。また、金融機関代理店向けとして富国生命の代理店オンラインシステム（えふなび）、一般代理店向けとして共栄火災の代理店オンラインシステム（KITねっと）をそれぞれ共同利用することにより、代理店へのサービスを提供しております。さらに、情報提供の向上のため、代理店向けの情報提供サービス（ISSシステム）へ参画いたしました。

商品開発面におきましては、金融機関向け商品、一般代理店向け商品のためのシステム開発を行い、リリースをいたしました。

基幹システムについては、新商品開発期間の短縮、事務の正確性や効率性の向上、オンライン機能の拡充および簡素化、機能追加における柔軟性の向上、開発および運用コストの低減、等を実現するため、次期システムの導入を推進しております。

Ⅲ－10 保険金等の支払管理態勢を一層充実させる取組みについて

当社では、平成20年7月3日付で金融庁より「保険金等の支払管理態勢等に係る業務改善に向けた一層の取組み、及びその成果の公表等について」の要請を受けたことを厳粛に受けとめ、社内に「要請対応プロジェクト」を発足させ、保険金等の支払管理態勢の充実に向けて、全社を挙げて再発防止に全力で取り組んでおります。

平成20年度の取組みの主なものは次のとおりです。

1. お客さまの利便性の向上およびお客さま保護の一層の徹底に対する取組み

(1) 生命保険契約の内容を正しくご理解いただくために

お客さまにご契約内容を確認いただくために毎年お送りしております「ご契約内容のお知らせ」（平成20年7月末発送）に、「ご請求漏れ注意喚起チラシ」、「保険金・給付金の代理請求制度について」および「お客さまガイドブック」を同封するとともに、保険金等の適切なお支払いに向けての全社的な取組みについてのご案内文書を同封することにより、お客さまへの情報提供に努めてまいりました。

(2) 保険金等を正しくご請求いただくために

① パンフレット「保険金・給付金のご請求について」の改訂

保険金・給付金等のご請求の際のご案内パンフレット「保険金・給付金のご請求について」を平成21年2月に改訂いたしました。主な改訂点は以下のとおりです。

- ・保険金・給付金等で、お支払いできるもの、できないものをより分かりやすく解説いたしました。
- ・お客さまご自身で保険金や給付金の支払対象となるか自己診断いただけるようにチェック欄を設けました。
- ・保険金・給付金をお受け取りいただいた際の税金についてのご説明を盛り込みました。

② 「給付金ご請求手続きのご案内」（ご請求書類一式）の改訂

「給付金ご請求手続きのご案内」は、ご記入の仕方が分かりやすいように記入例見本の改訂を行いました。また、請求書についてはレイアウト全般の見直しを行い、ご記入いただきやすいよう改善を行いました。

③ 入院・手術証明書（診断書）の改訂

保険金・給付金を適切にお支払いするために、支払査定に必要な情報の確実な取得のため「保険金等の支払を適切に行うための対応に関するガイドライン」（生命保険協会）に基づき、お医者さまが入院・手術証明書（診断書）の各項目を記入する際の注意点をまとめた「診断書をご記入いただくにあたっての注意点」を新たに作成し、入院・手術証明書（診断書）の左側に表示するなど、査定情報の確実な取得を図るように改訂いたしました。

④ 保険金・給付金のご請求手続き案内の改訂

お客さまから請求書類をご提出いただく際に、必要書類が揃っていないためにお支払いまでにお時間を要してしまうことのないよう、お客さまご自身で必要書類が揃っていることを確認いただけるようにセルフチェック欄を設け、必要書類不足による支払遅延の防止を図るよういたしました。

2. お客さま対応の充実に向けた取組み（ご請求しやすい手続きの整備）

(1) 代理請求手続き方法の整備

保険金等のご請求権者の方が、がん告知を受けていない場合や請求意思能力を失っている場合でも手間や費用をかけずに、同居している戸籍上の配偶者の方からご請求いただける代理請求人制度を整備しており、「ご契約のお知らせ」（平成 20 年 7 月末発送）に「保険金・給付金の代理請求制度について」のチラシを同封し、お客さまにご案内いたしました。

(2) 保険金等お支払いできなかった場合の診断書料相当額の一部負担

保険金・給付金をご請求いただいたにもかかわらずお支払いができない場合（高度障害保険金の非該当、手術給付金の非該当、所定の入院期間（特約系で 5 日）に満たない場合など）に、診断書の取得に要した費用の一部（定額で診断書 1 枚につき 5,250 円）を当社で負担させていただくことでご請求いただきやすい環境を整備いたしました。

(3) 保険金等をご請求いただく前の事前の照会制度の整備

保険金等をご請求いただくには診断書のほかに印鑑証明書や戸籍書類等が必要となるケースが少なくありません。お支払い査定の結果お支払いできない場合これらの取得費用等が無駄になることがあります。これを防止するため、ご請求いただく前に診断書等を提出いただくことにより事前にお支払いについてご相談いただける「事前査定制度」を整備いたしました。

3. 保険金等支払管理態勢等にかかる業務改善に向けた取組み

(1) 支払案件の再検証態勢の構築

平成 20 年 2 月にコンプライアンス・リスク統轄部に支払監査室を設置し、支払査定が終了した全請求案件について事後的に再検証を実施する態勢を確立いたしました。

支払監査室におけるお客さまの視点に立った支払監査を通じて、支払漏れに対する追加支払や請求漏れに対する追加案内を促すなど、充実した保険金等支払管理態勢の構築に取り組んでおります。

(2) 支払査定者のスキルアップ

支払査定担当者に対する日常業務を通じた教育の強化や「生命保険支払専門士資格」(生命保険協会)取得の推進など査定担当者のスキルアップを図っております。

(3) 保険金等支払いに関する規程整備

手術名から手術給付金の支払倍率を決定する際の基準について見直しを行うことで明確化を図りました。

また、支払監査室におけるお支払いの適切性の検証については、支払監査要領を制定し、支払監査業務の精度向上に努めております。

(4) システム機能の強化

保険金等支払システムの見直しや改善については、最重要の課題と位置づけております。システム機能の向上に向け、今後とも優先的かつ継続的に開発を推進してまいります。

(5) 商品開発部門と保険金等支払部門との連携

保険商品の開発・改定にあたっては、保険金等支払部門が商品開発立案書の作成の段階から参画することといたしました。平成 20 年 10 月に発売した「がん保障定期保険特約」についても約款に基づいた適切なお支払いができるように両部門で十分な確認を行っております。

4. お客さまに、よりご理解いただきやすい約款文言への改善に向けた取組み

お客さまにご契約内容に関するご理解をより深めていただくために、「会社の定める」等の文言をより具体化した約款の明確化を平成 21 年 4 月に行いました。

Ⅲ－11 保険金・給付金のお支払状況について

平成20年度（平成20年4月～平成21年3月）の間に保険金等をお支払いしたご契約は、保険金15,368件、給付金3,931件となりました。一方で、適正な支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断したご契約は、保険金7件、給付金120件となりました。

■保険金等のお支払い件数、お支払いできなかった件数および内訳（平成20年度）

（単位：件）

区分	保 険 金					給 付 金						合 計
	死 亡 保険金	災 害 保険金	高度障害 保険金	その他	合 計	死 亡 給付金	入 院 給付金	手 術 給付金	障 害 給付金	その他	合 計	
詐欺無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不法取得 目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
告知義務 違反解除	1	0	0	0	1	0	1	2	0	0	3	4
重大事由 解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
免責事由 該当	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
支払事由 非該当	0	0	1	3	4	0	8	91	4	14	117	121
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不払件数 合計	3	0	1	3	7	0	9	93	4	14	120	127
支払件数	13,968	6	1,368	26	15,368	43	2,168	1,533	4	183	3,931	19,299

（注）上記実績はご請求種類ごとに集計した、個人保険・団体保険の合計です。ご請求内容によっては、1契約で複数の件数を集計する場合があります。

■用語のご説明

詐欺による無効	契約者または被保険者の詐欺により保険契約が締結（または復活）された場合、保険契約は無効となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
不法取得目的による無効	契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結（または復活）した場合、保険契約は無効となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
告知義務違反による解除	契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や事実でないことを告知された場合には、ご契約が告知義務違反により解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
重大事由による解除	保険金等を詐取する目的で事故を起こした場合や、保険金等の請求に関して詐欺行為があった場合、ご契約が解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
免責事由に該当	約款に規定されている「保険金・給付金を支払わない場合」（免責事由）に該当した場合は、保険金等の支払事由に該当してもこれをお支払いすることはできません。免責事由は、ご契約の保険種類や加入時期によって異なります。
支払事由に非該当	保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合です。したがって、支払事由に該当しない場合は、保険金等をお支払いできません。

Ⅲ－12 社会貢献活動の概況

当社は、フコク生命グループの一員として、フコク生命が主催している社会貢献に積極的に取り組んでおります。また、共栄火災が行っている様々な社会貢献活動にも、引き続き参加しております。

(1) 森林保全活動

- ① 「フコク生命（いのち）の森プロジェクト」に参加し、伊東市宇佐美緑地の保全活動を行っております。このプロジェクトでは、広葉樹林の保全を通じたCO₂吸着量の増加や、江戸城の石切り場という史跡の保護を目的としております。
- ② 「共栄火災エコーの森友の会」に参加し、静岡県裾野市の愛鷹山をはじめ4箇所で開催されている「共栄火災エコーの森」の保護・育成に協力いたしました。

(2) チャリティ活動等

- ① フコク生命が役職員の自主的な取り組みとして実施している、「ペットボトルキャップ回収活動」に参加しています。回収したペットボトルキャップは、「ペットボトル回収ボランティア」を通じてリサイクルメーカーに売却され、その代金を「認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを日本委員会（JCV）」へ寄付し、ポリオワクチンなどを必要としている世界の子供たちへワクチンを届ける活動の手助けを行っております。
- ② フコク生命が企業として取り組んでいる、「フコク生命訪問&チャリティコンサート」の運営に際し、当社社員も参加しております。
- ③ 共栄火災グループで実施している「義理チョコあげたつもり・もらったつもり-バレンタインチャリティ募金」に参加いたしました。

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
経 常 収 益	16,971	21,013	23,875	17,289	138,510
経 常 利 益	670	634	1,000	2,055	△ 760
基 礎 利 益	732	717	1,064	1,903	△ 104
当 期 純 利 益	42	1	340	554	△ 1,990
資 本 金 総 額	10,000	10,000	10,000	10,000	20,000
発行済株式の総数	200 千株	200 千株	200 千株	200 千株	400 千株
総 資 産	53,326	64,400	77,048	81,897	211,351
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	43,072	54,009	66,092	70,691	191,361
貸 付 金 残 高	1,460	1,601	1,801	2,040	2,201
有 価 証 券 残 高	47,327	58,259	69,646	74,549	191,657
ソルベンシー・マージン比率	2,426.5%	2,362.0%	2,386.3%	2,604.8%	2,348.0%
従 業 員 数	64 名	62 名	62 名	104 名	141 名
保 有 契 約 高	1,134,962	1,279,060	1,411,994	1,183,143	1,254,952
うち個人保険	704,836	748,801	745,177	708,505	683,902
うち個人年金保険	33,230	44,962	46,043	44,003	166,273
うち団体保険	396,895	485,296	620,774	430,634	404,776

(注) 1. 資本金総額は、資本金と資本準備金の合計を記載しております。

2. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

V-1 貸借対照表

(単位：百万円)

期 別 科 目	平成19年度末	平成20年度末	期 別 科 目	平成19年度末	平成20年度末
	(平成20年3月31日現在)	(平成21年3月31日現在)		(平成20年3月31日現在)	(平成21年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	2,966	15,117	保険契約準備金	72,029	192,530
現 金	—	0	支 払 備 金	657	635
預 貯 金	2,966	15,117	責 任 準 備 金	70,691	191,361
有 価 証 券	74,549	191,657	契 約 者 配 当 準 備 金	680	533
国 債	43,730	97,770	代 理 店 借	49	1,208
地 方 債	—	35,324	再 保 険 借	36	25
社 債	27,184	56,205	そ の 他 負 債	611	1,284
株 式	2,114	862	未 払 法 人 税 等	208	22
外 国 証 券	177	133	未 払 金	113	99
そ の 他 の 証 券	1,343	1,360	未 払 費 用	264	943
貸 付 金	2,040	2,201	預 り 金	2	5
保 険 約 款 貸 付	2,040	2,201	仮 受 金	23	214
有 形 固 定 資 産	92	95	退 職 給 付 引 当 金	0	—
建 物	36	34	特 別 法 上 の 準 備 金	110	150
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	56	60	価 格 変 動 準 備 金	110	150
無 形 固 定 資 産	302	512	負 債 の 部 合 計	72,835	195,199
ソ フ ト ウ ェ ア	297	508	(純資産の部)		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4	4	資 本 金	10,000	15,000
代 理 店 貸	1	2	資 本 剰 余 金	—	5,000
再 保 険 貸	2	5	資 本 準 備 金	—	5,000
そ の 他 資 産	1,459	1,759	利 益 剰 余 金	△ 1,355	△ 3,346
未 収 金	1,064	1,010	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 1,355	△ 3,346
前 払 費 用	14	24	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 1,355	△ 3,346
未 収 収 益	274	550	株 主 資 本 合 計	8,644	16,653
預 託 金	91	91	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	417	△ 502
仮 払 金	15	82	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	417	△ 502
繰 延 税 金 資 産	481	—	純 資 産 の 部 合 計	9,061	16,151
資 産 の 部 合 計	81,897	211,351	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	81,897	211,351

注記事項

(貸借対照表関係)

平成 19 年度末	平成 20 年度末
<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物 定額法によっております。 ・建物以外 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 ② 平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したもの 定率法によっております。 <p>なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」及び「定額法」によっております。これによる経常利益への影響額は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、残存簿価を5年間で均等償却しております。これによる経常利益への影響額は軽微であります。</p> <p>(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に勘案し必要と認められる額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行うこととしております。なお、当年度末残高はありません。</p> <p>(6) 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。</p> <p>(7) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(8) その他採用した重要な会計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定 	<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物 定額法によっております。 ・建物以外 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 ② 平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したもの 定率法によっております。 <p>なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。なお、当年度末残高はありません。</p> <p>(6) 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。なお、当年度末残高はありません。</p> <p>(7) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(8) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費は税込方式によっております。 なお、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、税法に定め</p>

V 財産の状況

平成 19 年度末	平成 20 年度末																				
<p>める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>② 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算していません。</p> <p>1. 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）</p> <p>2. 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>③ ソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法については、利用可能期間に基づく定額法により償却しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、47百万円であります。</p> <p>3. 関係会社に対する、金銭債権の総額は、0百万円、金銭債務の総額は、132百万円であります。</p> <p>4. 繰延税金資産の総額は、718百万円、繰延税金負債の総額は、236百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、0百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金467百万円、無形固定資産の償却超過額175百万円、価格変動準備金39百万円であります。 繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額236百万円であります。 当年度における法定実効税率は36.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は35.2%でありその差異は軽微であります。</p> <p>5. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="305 1361 760 1489"> <tr> <td>イ. 前年度末現在高</td> <td>766百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 当年度の契約者配当金支払額</td> <td>644百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 契約者配当準備金繰入額</td> <td>557百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 当年度末現在高</td> <td>680百万円</td> </tr> </table> <p>6. 担保に供されている資産の額は、有価証券77百万円であります。</p> <p>7. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は30百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、102百万円であります。</p> <p>8. 1株当たりの純資産額は 45,309円02銭であります。</p> <p>9. 外貨建資産の額は、0百万円であります。（外貨額 0百万円ドル）</p> <p>10. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、225百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>11. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。</p>	イ. 前年度末現在高	766百万円	ロ. 当年度の契約者配当金支払額	644百万円	ハ. 利息による増加等	0百万円	ニ. 契約者配当準備金繰入額	557百万円	ホ. 当年度末現在高	680百万円	<p>る繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>(9) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算していません。</p> <p>① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）</p> <p>② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>(10) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(11) 責任準備金対応債券 個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき責任準備金対応債券に区分してあります。 責任準備金対応債券の当年度末における貸借対照表計上額は92,787百万円、時価は92,844百万円であります。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は65百万円であります。</p> <p>3. 関係会社に対する金銭債務の総額は131百万円であります。</p> <p>4. 繰延税金資産の総額は1,461百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は1,461百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金659百万円、無形固定資産の償却超過額245百万円、その他有価証券の評価差額182百万円、事業税の納税充当金147百万円であります。</p> <p>5. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="865 1361 1320 1489"> <tr> <td>イ. 前年度末現在高</td> <td>680百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 当年度契約者配当金支払額</td> <td>423百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 契約者配当準備金繰入額</td> <td>276百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 当年度末現在高</td> <td>533百万円</td> </tr> </table> <p>6. 担保に供されている資産の額は、有価証券50百万円であります。</p> <p>7. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額はありません。同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は26百万円であります。</p> <p>8. 1株当たりの純資産額は40,377円76銭であります。</p> <p>9. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は223百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>	イ. 前年度末現在高	680百万円	ロ. 当年度契約者配当金支払額	423百万円	ハ. 利息による増加等	0百万円	ニ. 契約者配当準備金繰入額	276百万円	ホ. 当年度末現在高	533百万円
イ. 前年度末現在高	766百万円																				
ロ. 当年度の契約者配当金支払額	644百万円																				
ハ. 利息による増加等	0百万円																				
ニ. 契約者配当準備金繰入額	557百万円																				
ホ. 当年度末現在高	680百万円																				
イ. 前年度末現在高	680百万円																				
ロ. 当年度契約者配当金支払額	423百万円																				
ハ. 利息による増加等	0百万円																				
ニ. 契約者配当準備金繰入額	276百万円																				
ホ. 当年度末現在高	533百万円																				

V-2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成19年度	平成20年度
		(平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	(平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
		金 額	金 額
経 常 収 益		17,289	138,510
保 険 料 等 収 入		15,471	135,237
保 険 料		15,406	135,077
再 保 険 収 入		64	159
資 産 運 用 収 益		1,657	2,978
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入		1,464	2,286
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金		1,398	2,211
貸 付 金 利 息		66	75
そ の 他 利 息 配 当 金		0	0
有 価 証 券 売 却 益		192	691
そ の 他 経 常 収 益		160	294
年 金 特 約 取 扱 受 入 金		4	2
保 険 金 据 置 受 入 金		95	269
支 払 備 金 戻 入 額		60	21
そ の 他 の 経 常 収 益		0	0
経 常 費 用		15,233	139,270
保 険 金 等 支 払 金		7,374	8,385
保 険 金		3,033	2,281
年 金		98	112
給 付 金		715	1,069
解 約 返 戻 金		3,243	4,597
そ の 他 返 戻 金		49	86
再 保 険 料		233	238
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		4,599	120,670
責 任 準 備 金 繰 入 額		4,598	120,670
契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額		0	0
資 産 運 用 費 用		185	860
支 払 利 息		0	0
有 価 証 券 売 却 損		100	572
有 価 証 券 評 価 損		—	287
金 融 派 生 商 品 費 用		83	—
そ の 他 運 用 費 用		0	0
事 業 費		2,860	8,532
そ の 他 経 常 費 用		214	822
保 険 金 据 置 支 払 金		80	214
税		61	485
減 価 償 却 費		71	121
そ の 他 の 経 常 費 用		0	0
経 常 利 益		2,055	△ 760
特 別 利 益		0	—
そ の 他 特 別 利 益		0	—
特 別 損 失		642	40
事 業 再 編 費 用		622	—
固 定 資 産 等 処 分 損		2	0
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額		17	40
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		17	40
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		557	276
税 引 前 当 期 純 利 益		856	△ 1,076
法 人 税 及 び 住 民 税		366	195
法 人 税 等 調 整 額		△ 65	718
法 人 税 等 合 計		301	913
当 期 純 利 益		554	△ 1,990

注記事項

(損益計算書関係)

平成 19 年度	平成 20 年度
1. 関係会社との取引による収益の総額は 64 百万円、費用の総額は 447 百万円であります。	1. 関係会社との取引による費用の総額は 439 百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 191 百万円、株式等 1 百万円であります。	2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 382 百万円、株式等 309 百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 21 百万円、株式等 78 百万円であります。	3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 122 百万円、株式等 449 百万円であります。
4. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額は 30 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は 6 百万円であります。	4. 有価証券評価損の主な内訳は、国債等債券 60 百万円、株式等 160 百万円、外国証券 66 百万円であります。
5. 1 株当たりの当期純利益は、2,772 円 34 銭であります。	5. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額は 30 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は 75 百万円であります。
6. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。	6. 1 株当たりの当期純損失は 9,817 円 66 銭であります。

V-3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	856	△1,076
減価償却費	71	121
支払備金の増減額(△は減少)	△60	△21
責任準備金の増減額(△は減少)	4,598	120,670
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	557	276
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1	—
退職給付引当金の増減額(△は減少)	—	△0
価格変動準備金の増減額(△は減少)	17	40
利息及び配当金等収入	△1,464	△2,286
有価証券関係損益(△は益)	△91	168
支払利息	0	0
有形固定資産関係損益(△は益)	2	0
代理店貸の増減額(△は増加)	1	△0
再保険貸の増減額(△は増加)	17	△2
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	△219	△267
代理店借の増減額(△は減少)	△13	1,158
再保険借の増減額(△は減少)	22	△10
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	171	859
その他	84	0
小計	4,549	119,629
利息及び配当金等の受取額	1,482	2,059
利息の支払額	△0	△0
契約者配当金の支払額	△644	△423
その他	△0	△0
法人税等の支払額	△418	△381
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,969	120,884
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△31,314	△157,808
有価証券の売却・償還による収入	25,895	39,326
貸付けによる支出	△1,120	△1,165
貸付金の回収による収入	881	1,004
その他	△2	△68
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△5,660 (△691)	△118,711 (2,172)
有形固定資産の取得による支出	△93	△22
有形固定資産の売却による収入	3	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,749	△118,733
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	10,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△780	12,150
現金及び現金同等物期首残高	4,817	4,037
資金の範囲の変更による現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	—	△1,070
現金及び現金同等物期末残高	4,037	15,117

(注) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から概ね3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

当社の親会社である富国生命保険相互会社と会計方針を統一するため、現金同等物から中期国債ファンドとMMFを除外いたしました。この変更により、従来の方法による場合に比べ、「有価証券の取得による支出」は4百万円増加し、「現金及び現金同等物」の当会計期末残高は1,074百万円減少しております。

V-4 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成19年度	平成20年度
		(平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	(平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
		金 額	金 額
株 主 資 本			
資 本 金			
前期末残高		10,000	10,000
当期変動額			
新株の発行		—	5,000
当期変動額合計		—	5,000
当期末残高		10,000	15,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高		—	—
当期変動額			
新株の発行		—	5,000
当期変動額合計		—	5,000
当期末残高		—	5,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高		△ 1,910	△ 1,355
当期変動額			
当期純利益		554	△ 1,990
当期変動額合計		554	△ 1,990
当期末残高		△ 1,355	△ 3,346
株主資本合計			
前期末残高		8,089	8,644
当期変動額			
新株の発行		—	10,000
当期純利益		554	△ 1,990
当期変動額合計		554	8,009
当期末残高		8,644	16,653
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高		720	417
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△ 302	△ 920
当期変動額合計		△ 302	△ 920
当期末残高		417	△ 502
純資産合計			
前期末残高		8,810	9,061
当期変動額			
新株の発行		—	10,000
当期純利益		554	△ 1,990
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△ 302	△ 920
当期変動額合計		251	7,089
当期末残高		9,061	16,151

注記事項

(株主資本等変動計算書関係)

平成 19 年度					平成 20 年度				
発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:千株)					発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:千株)				
	前年度末 株式数	当年度 増加株式数	当年度 減少株式数	当年度末 株式数		前年度末 株式数	当年度 増加株式数	当年度 減少株式数	当年度末 株式数
発行済株式					発行済株式				
普通株式	200	—	—	200	普通株式	200	200	—	400
合 計	200	—	—	200	合 計	200	200	—	400
					(注) 普通株式の発行済株式総数の増加 200 千株は、株主割当による新株の発行による増加です。				

V-5 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円)

区 分	平成 19 年度末	平成 20 年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
小 計 (対合計比)	— (—)	— (—)
正常債権	2,066	2,231
合 計	2,066	2,231

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

V-6 リスク管理債権の状況

該当ありません。

V-7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

V-8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	平成 19 年度末	平成 20 年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	14,292	21,353
資 本 金 等	8,644	16,653
価 格 変 動 準 備 金	110	150
危 険 準 備 金	965	963
一 般 貸 倒 引 当 金	—	—
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	589	△502
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	3,632	3,884
持 込 資 本 金 等	—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
控 除 項 目	—	—
そ の 他	350	203
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	1,097	1,818
保 険 リ ス ク 相 当 額 R_1	642	617
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	132	129
予 定 利 率 リ ス ク 相 当 額 R_2	43	61
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 R_3	669	1,519
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 R_4	44	69
最 低 保 証 リ ス ク 相 当 額 R_7	—	—
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,604.8%	2,348.0%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しております）。

<参考>実質資産負債差額

（単位：百万円）

項 目	平成 19 年度末	平成 20 年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	83,180	213,266
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	67,797	190,135
実質資産負債差額 A (1) - (2) = (3)	15,383	23,130
満期保有債券・責任準備金対応債券の含み損益 (4)	1,283	1,915
実質資産負債差額 B (3) - (4) = (5)	14,100	21,215

（注）「実質資産負債差額 A」は実質資産負債差額の算出方法を定めた「保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令」第3条及び「平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号」に基づき算出しております。「実質資産負債差額 B」は「実質資産負債差額 A」から満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を控除したものであり、上記の規定に加えて「保険会社向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-2-6に基づき算出しております。

V-9 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成 19 年度末					平成 20 年度末				
	帳簿 価額	時 価	差 損 益			帳簿 価額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	44,974	46,257	1,283	1,283	0	70,474	72,333	1,858	1,918	59
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	92,787	92,844	56	412	355
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	27,850	28,504	654	1,139	484	27,823	27,320	△ 502	237	740
公 社 債	25,558	25,939	381	532	151	26,396	26,038	△ 357	175	532
株 式	1,789	2,114	325	606	281	1,007	862	△ 144	59	204
外 国 証 券	200	177	△ 22	—	22	133	133	0	0	—
公 社 債	200	177	△ 22	—	22	133	133	0	0	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	302	273	△ 29	—	29	286	285	△ 1	1	3
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	72,825	74,762	1,937	2,422	484	191,085	192,498	1,412	2,567	1,155
公 社 債	70,533	72,197	1,664	1,815	151	189,658	191,216	1,557	2,505	947
株 式	1,789	2,114	325	606	281	1,007	862	△ 144	59	204
外 国 証 券	200	177	△ 22	—	22	133	133	0	0	—
公 社 債	200	177	△ 22	—	22	133	133	0	0	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	302	273	△ 29	—	29	286	285	△ 1	1	3
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでおります。

・時価のない有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	平成 19 年度末	平成 20 年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	1,070	1,074
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	1,070	1,074
合 計	1,070	1,074

責任準備金対応債券について

当社では、金利変動リスクを管理する観点から、保険商品の運用における債券の組み入れにあたり、保険負債のデュレーション（金利変動に対する時価変動の程度）と債券資産のデュレーションとを概ね一致させる方針としております。

「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約群（小区分）を特定し、保有債券の一部または全部を責任準備金対応債券に区分しております。

- ・3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険（一時払）
- ・積立利率変動型個人年金保険

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報**1. 定性的情報**

平成19年度に当社が利用したデリバティブ取引は、債券店頭オプション取引です。

取引方針の原則は、金利リスクを負う現物資産の一部をリスクヘッジすることを目的といたしました。あわせて、超過収益獲得を目的に、運用手段の多様化の一手法として債券店頭オプション取引を活用いたしました。具体的には、国債を対象に、保有している銘柄の一部のカバードコール、付与額が保有する現預金の範囲内でのターゲットバイイングで、リスクは自らコントロールできる範囲内の限定的なものにとどまります。

取引内容は市場リスクと信用リスクを伴うことから、予め取引限度等を定めるほか、信用度の高い取引先に限定しております。また、管理にあたりフロントとバックとの牽制ができる体制とし、さらに、リスクの状況は、現物資産状況とともにリスク管理委員会に定期報告する体制になっております。

なお、平成20年度には、取引の実績はありません。

2. 定量的情報

平成19年度末、平成20年度末には、取引残高はありません。

V-10 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	平成19年度	平成20年度
基礎利益 A	1,903	△104
キャピタル収益	192	691
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	192	691
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	184	859
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	100	572
有価証券評価損	—	287
金融派生商品費用	83	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	7	△168
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	1,911	△273
臨時収益	144	1
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	144	1
その他臨時収益	—	—
臨時費用	—	489
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	489
臨時損益 C	144	△487
経常利益 A+B+C	2,055	△760

（注）平成20年度のその他臨時費用には、一部保険契約の将来にわたる健全性を維持するために追加して積み立てた責任準備金繰入額489百万円を記載しております。

〈参考〉基礎利益の内訳（三利源）

（単位：百万円）

区 分	平成19年度	平成20年度
基礎利益（①+②+③）	1,903	△104
① 費差損益	△238	△1,929
② 危険差損益	1,957	1,747
③ 利差損益	184	77

- （注）1. 「費差損益」は想定した事業費と実際に支出した事業費等の額との差から生じる利益（△は損）です。
2. 「危険差損益」は想定した保険金・給付金と実際に発生した支払額との差から生じる利益（△は損）です。
3. 「利差損益」は想定した運用収益と実際の運用収益との差から生じる利益（△は逆ざや）です。

V-11 計算書類等についての会計監査人による監査

平成20年度の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号に基づき、会計監査人であるきさらぎ監査法人による監査を受けております。

V-12 財務諸表についての代表者による確認

平成20年度における財務諸表作成については、当社代表取締役社長が「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」ならびに「保険業法施行規則」等の関係諸法令に準拠し、適正に表示されていることおよび内部監査が有効に機能していることを確認しております。

Ⅵ-1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 保有契約高及び新契約高

① 保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成19年度末				平成20年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	81,176	98.0	708,505	95.1	82,908	102.1	683,902	96.5
個人年金保険	15,406	95.1	44,003	95.6	46,472	301.6	166,273	377.9
団体保険	—	—	430,634	69.4	—	—	404,776	94.0

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

② 新契約高

(単位：件、百万円)

区 分	平成19年度				平成20年度			
	件 数	金 額			件 数	金 額		
		新契約	転換による純増加			新契約	転換による純増加	
個人保険	5,612	40,944	40,944	—	8,833	55,488	55,488	—
個人年金保険	280	945	945	—	32,333	125,792	125,792	—
団体保険	—	4,784	4,784		—	6,378	6,378	

(注) 個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(2) 年換算保険料

① 保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度末		平成20年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	9,952	96.9	10,223	102.7
個人年金保険	2,292	95.4	13,221	576.8
合 計	12,245	96.6	23,445	191.5
うち医療保障・生前給付保障等	1,903	97.6	1,864	97.9

② 新契約

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度		平成20年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	607	49.3	1,287	211.8
個人年金保険	38	17.2	11,120	28,631.8
合 計	646	44.4	12,407	1,919.1
うち医療保障・生前給付保障等	115	85.3	119	103.3

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

(3) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額		
		平成19年度末	平成20年度末	
死亡保障	普通死亡	個人保険	703,842	679,224
		個人年金保険	—	—
		団体保険	430,599	404,741
		その他共計	1,134,441	1,083,966
	災害死亡	個人保険	(116,081)	(110,412)
		個人年金保険	(95)	(11,111)
		団体保険	(9,458)	(9,771)
		その他共計	(125,635)	(131,296)
	その他の条件付死亡	個人保険	(—)	(—)
個人年金保険		(—)	(—)	
団体保険		(—)	(—)	
その他共計		(—)	(—)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	4,662	4,678
		個人年金保険	43,283	165,453
		団体保険	—	—
		その他共計	47,946	170,132
	年 金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(5,955)	(26,558)
		団体保険	(3)	(3)
		その他共計	(5,959)	(26,561)
	そ の 他	個人保険	—	—
個人年金保険		720	819	
団体保険		35	34	
その他共計		755	854	
入院保障	災害入院	個人保険	(242)	(235)
		個人年金保険	(1)	(0)
		団体保険	(27)	(25)
		その他共計	(270)	(261)
	疾病入院	個人保険	(242)	(235)
		個人年金保険	(1)	(0)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(243)	(236)
	その他の条件付入院	個人保険	(206)	(197)
個人年金保険		(0)	(0)	
団体保険		(—)	(—)	
その他共計		(207)	(198)	

- (注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 低解約返戻金型終身保険（無選択型）の災害死亡保障は普通死亡保障部分に計上しました。
3. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
4. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
5. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）の責任準備金を表します。
6. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。
7. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		平成19年度末	平成20年度末
障 害 保 障	個人保険	13,617	13,065
	個人年金保険	9	9
	団体保険	51,489	49,282
	その他共計	65,115	62,356
手 術 保 障	個人保険	44,948	43,817
	個人年金保険	258	248
	団体保険	—	—
	その他共計	45,206	44,065

(4) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位:百万円)

区 分		保 有 金 額	
		平成19年度末	平成20年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	131,256	140,644
	定 期 保 険	274,810	262,416
	そ の 他 共 計	686,802	663,797
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	14,597	13,204
	生 存 給 付 金 付 定 期 特 約	2,442	2,222
	そ の 他 共 計	21,702	20,105
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	44,003	166,273
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	58,298	54,794
	傷 害 特 約	54,734	52,623
	災 害 入 院 特 約	198	187
	疾 病 特 約	198	187
	成 人 病 特 約	5	5
	そ の 他 条 件 付 入 院 特 約	201	192

- (注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

(5) 異動状況の推移

① 個人保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	平成19年度		平成20年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	82,844	745,177	81,176	708,505
新 契 約	5,612	40,944	8,833	55,488
更 新	286	1,339	220	881
復 活	400	6,751	376	4,244
保 険 金 額 の 増 加	706	712	662	715
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
そ の 他 の 異 動 に よ る 増 加	—	—	1	3
死 亡	201	1,098	245	1,278
満 期	975	3,052	521	2,133
保 険 金 額 の 減 少	5,848	13,311	5,941	13,610
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	5,472	51,978	5,855	57,311
失 効	1,263	16,805	1,048	11,515
そ の 他 の 異 動 に よ る 減 少	55	173	29	85
年 末 現 在	81,176	708,505	82,908	683,902
(増 加 率)	(△2.0)	(△4.9)	(2.1)	(△3.5)
純 増 加	△1,668	△36,671	1,732	△24,602
(増 加 率)	(△193.7)	(—)	(—)	(—)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の合計です。

Ⅵ 業務の状況を示す指標等

② 個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成19年度		平成20年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	16,197	46,043	15,406	44,003
新 契 約	280	945	32,333	125,792
復 活	5	24	1	3
金 額 の 増 加	—	0	1	1
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
その他の異動による増加	67	462	75	482
死 亡	21	51	40	136
支 払 満 了	23	168	33	294
金 額 の 減 少	7	23	5	16
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	1,026	2,872	1,197	3,186
失 効	19	64	17	53
その他の異動による減少	54	292	56	321
年 末 現 在 (増 加 率)	15,406 (△4.9)	44,003 (△4.4)	46,472 (201.6)	166,273 (277.9)
純 増 加 (増 加 率)	△791 (△262.1)	△2,039 (△288.7)	31,066 (—)	122,269 (—)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

③ 団体保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成19年度		平成20年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	4,468,839	620,774	4,231,719	430,634
新 契 約	1,454	4,784	19,035	6,378
更 新	184,941	136,036	184,143	147,572
中 途 加 入	204,994	96,556	198,067	92,569
保 険 金 額 の 増 加	7,783	3,523	2,221	1,476
その他の異動による増加	1,586	2,435	322	3,208
死 亡	15,362	709	14,848	443
満 期	228,170	144,695	185,793	147,951
脱 退	386,162	49,277	382,356	43,972
保 険 金 額 の 減 少	68,880	10,459	1,549	7,422
解 約	58	53	806,791	65,770
失 効	—	—	10	39
その他の異動による減少	343	228,280	241	11,463
年 末 現 在 (増 加 率)	4,231,719 (△5.3)	430,634 (△30.6)	3,243,247 (△23.4)	404,776 (△6.0)
純 増 加 (増 加 率)	△237,120 (—)	△190,139 (△240.3)	△988,472 (—)	△25,857 (—)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

(6) 契約者配当の状況

① 個人保険・個人年金保険の契約者配当金

イ. 配当の対象となる保険種類

当社が販売している個人保険・個人年金保険には、契約者配当の有無により、無配当保険、5年ごと利差配当付保険、および3年ごと利差配当付保険があります。このうち、契約者配当の対象となる5年ごと利差配当付保険を具体的に列挙すると、次のとおりです。

- ・5年ごと利差配当付終身保険
- ・5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
- ・5年ごと利差配当付養老保険
- ・5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険
- ・5年ごと利差配当付こども保険
- ・5年ごと利差配当付個人年金保険

また、3年ごと利差配当付保険は次のとおりです。

- ・3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険

ロ. 配当のしくみ

5年ごと利差配当付保険については、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後5年ごとに配当金としてお支払いいたします。3年ごと利差配当付保険については、3年ごとに配当金としてお支払いいたします。

このために、当社は毎年当該事業年度にかかる責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、契約者配当準備金を積み立てます。なお、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を下回ったときは、契約者配当準備金を取り崩します。

契約者配当準備金は、契約者配当金としてお支払いをお約束するものではなく、運用実績等によって変動（増減）し、契約者配当金をお支払いできないこともあります。

ハ. 平成20年度決算による契約者配当金

平成20年度決算による「5年ごと利差配当付終身保険」および「5年ごと利差配当付養老保険」について契約者配当金を例示しますと次のとおりです。

〈例1〉5年ごと利差配当付終身保険の場合

30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	契約者配当金
平成11年10月1日	2.15%	10年	22,023円	0円
平成16年10月1日	1.65%	5年	25,149円	887円

〈例2〉5年ごと利差配当付養老保険の場合

30歳加入、60歳満期、全期払込、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	契約者配当金
平成11年10月1日	2.15%	10年	29,348円	0円
平成16年10月1日	1.65%	5年	31,436円	1,145円

- (注) 1. 経過年数とは平成21年4月1日から平成22年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。
2. 上記契約者配当金は、責任準備金に利差益配当率を乗じて計算した額です。
ただし、利差益配当率 = 配当基準利回り - 予定利率 です。
3. 利差配当付個人保険および利差配当付個人年金保険の配当基準利回りは以下のとおりです。

		(ご参考) 平成19年度	平成20年度
分割払	災害年金	—	予定利率
	災害年金以外	2.00%	2.00%
一時払	災害年金	—	予定利率
	災害年金以外	1.80%	予定利率 ≥ 1.80% の場合 1.80% 予定利率 < 1.80% の場合 予定利率

(注) 災害年金とは、平成20年4月より発売した3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険のことです。

例示契約以外につきましても、上記の配当基準利回りに基づき契約者配当準備金を積み立てております。

なお、契約者配当準備金は契約者配当金として確定したのではなく、今後の運用実績等によって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。

② 団体保険の契約者配当金

団体定期保険等の団体保険におきましては、商品の特性に応じて契約者配当準備金を積み立て、満期時に、当社所定の方法により契約者配当金をお支払いいたします。

Ⅵ－２ 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：％)

区 分	平成19年度	平成20年度
個 人 保 険	△4.9	△3.5
個人年金保険	△4.9	282.3
団 体 保 険	△30.6	△6.0

(注) 個人年金保険は、年金支払開始前契約について算出しております。

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度
新契約平均保険金	7,295	6,281
保有契約平均保険金	8,728	8,248

(3) 新契約率（対年度始）

(単位：％)

区 分	平成19年度	平成20年度
個 人 保 険	5.5	7.8
個人年金保険	2.1	290.6
団 体 保 険	0.8	1.5

(4) 解約失効率（対年度始）

(単位：％)

区 分	平成19年度	平成20年度
個 人 保 険	10.0	10.9
個人年金保険	6.4	7.5
団 体 保 険	1.1	16.7

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）

(単位：円)

平成19年度	平成20年度
10,127	9,270

(6) 死亡率（個人保険主契約）

件 数 率		金 額 率	
平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
2.32%	2.81%	1.32%	1.88%

- (注) 1. %は、(分子/分母)×1000の数値です。
 2. 死亡率は、死亡/{(年始保有+年末保有+死亡) / 2}で算出しております。

(7) 特約発生率（個人保険）

区 分		平成19年度	平成20年度
災害死亡保障契約	件 数	0.11%	0.44%
	金 額	0.08%	0.35%
障害保障契約	件 数	0.07	0.00
	金 額	0.01	0.00
災害入院保障契約	件 数	4.70	4.93
	金 額	145.88	158.07
疾病入院保障契約	件 数	35.21	39.99
	金 額	654.14	732.09
成人病入院保障契約	件 数	16.23	15.48
	金 額	301.93	310.40
疾病・傷害手術保障契約	件 数	29.38	34.76
成人病手術保障契約	件 数	—	—

- (注) 1. 件数の特約発生率は、分子を支払件数、分母を平均保有特約件数として算出しております。
 2. 金額の特約発生率は、分子を支払金額、分母を平均保有保障金額として算出しております。

(8) 事業費率（対収入保険料）

(単位：%)

平成19年度	平成20年度
18.6	6.3

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成19年度	平成20年度
3	3

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

平成19年度	平成20年度
100.0%	100.0%

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	平成19年度	平成20年度
AA-	25.5%	17.8%
A+	61.2%	68.7%
A	0.0%	13.5%
A-	13.3%	0.0%

(注) 格付はスタンダード・アンド・プアーズ社によるものに基づいております。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

平成19年度	平成20年度
1	3

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	平成19年度	平成20年度
第三分野発生率	24.3	24.9
医療(疾病)	25.6	25.4
がん	24.2	29.4
介護	—	—
その他	20.4	22.9

- (注) 1. 各給付事由区分には以下を計上しております。
 ①医療(疾病)：医療保険、疾病入院特約等。
 ②がん：がん入院特約、がん診断給付金特約等。
 ③介護：該当ありません。
 ④その他：①～③以外の医療保障給付、生前給付保障給付を行う主契約および特約。
 2. 発生率は以下の算式により算出しております。

$$\{ \text{保険金・給付金等の支払額} + \text{対応する支払備金繰入額} + \text{保険金支払いに係る事業費等} \} \div \{ (\text{年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料}) / 2 \}$$

 3. 上記2の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いております。
 4. 上記2の算式中、保険金支払いに係る事業費等には、損益計算書の事業費のうち、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費等を計上しております。

Ⅵ-3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成19年度末	平成20年度末
保 險 金	死 亡 保 険 金	375	347
	災 害 保 険 金	9	2
	高 度 障 害 保 険 金	27	40
	満 期 保 険 金	4	0
	そ の 他	—	—
	小 計	417	389
年 金	0	—	
給 付 金	98	100	
解 約 返 戻 金	140	144	
保 険 金 据 置 支 払 金	—	—	
そ の 他 共 計	657	635	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成19年度末	平成20年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	56,676	69,393
	個 人 年 金 保 険	12,980	120,936
	団 体 保 険	69	68
	そ の 他	—	—
	小 計	69,725	190,398
危 険 準 備 金	965	963	
合 計	70,691	191,361	

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末
保 険 料 積 立 金	68,314	188,978
未 経 過 保 険 料	1,410	1,419
危 険 準 備 金	965	963
合 計	70,691	191,361

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

区 分		平成19年度末	平成20年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.3%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としております。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでおりません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しております。
- なお、平成20年度は、一部保険契約の将来にわたる健全性を維持するために追加して責任準備金を積み立てております。

②責任準備金残高（契約年度別）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	32,331 百万円	1.85%～3.10%
2001年度～2005年度	29,821 百万円	1.15%～1.75%
2006年度	8,410 百万円	1.15%～1.75%
2007年度	1,572 百万円	1.25%～1.75%
2008年度	117,704 百万円	1.25%～1.75%

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（危険準備金及び追加責任準備金を除く）を記載しております。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しております。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	合 計
平成 19 年度	前年度末現在	38	96	631	766
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	8	3	631	644
	当年度繰入額	15	49	493	557
	当年度末現在	44 (23)	142 (10)	493 (—)	680 (33)
平成 20 年度	前年度末現在	44	142	493	680
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	6	8	408	423
	当年度繰入額	14	13	248	276
	当年度末現在	52 (24)	147 (56)	333 (—)	533 (81)

(注) () 内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期末残高	当期増減
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金		0	—	△0
価格変動準備金		110	150	40

(注) 計上の理由および算定方法については、貸借対照表の注記に記載しているため、省略しております。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		10,000	5,000	—	15,000	
うち 既発行株式	普通株式	(200千株) 10,000	(200千株) 5,000	(一千株) —	(400千株) 15,000	
	計	10,000	5,000	—	15,000	
資本剰余金	(資本準備金)	—	5,000	—	5,000	
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—	
	計	—	5,000	—	5,000	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
個人保険	11,746	21,508
（うち一時払）	（ 940 ）	（ 11,137 ）
（うち年払）	（ 1,118 ）	（ 1,052 ）
（うち半年払）	（ 38 ）	（ 31 ）
（うち月払）	（ 9,649 ）	（ 9,286 ）
個人年金保険	1,847	112,266
（うち一時払）	（ 5 ）	（ 110,426 ）
（うち年払）	（ 108 ）	（ 108 ）
（うち半年払）	（ 4 ）	（ 5 ）
（うち月払）	（ 1,729 ）	（ 1,726 ）
団体保険	1,812	1,302
その他共計	15,406	135,077

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	平成20年度 合 計	平成19年度 合 計
死亡保険金	947	—	634	1,581	1,603
災害保険金	20	—	0	20	8
高度障害保険金	68	—	52	120	78
満期保険金	558	—	—	558	1,342
その他	—	—	—	—	—
合 計	1,595	—	686	2,281	3,033

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	平成20年度 合 計	平成19年度 合 計
30	78	3	112	98

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	平成20年度 合 計	平成19年度 合 計
死亡給付金	1	76	—	77	20
入院給付金	220	0	1	221	221
手術給付金	151	0	—	151	146
障害給付金	—	—	0	0	1
生存給付金	300	0	—	301	128
一時金	292	4	—	296	174
その他	20	—	—	20	21
合 計	985	81	2	1,069	715

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	平成20年度 合 計	平成19年度 合 計
3,722	874	—	4,597	3,243

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却 累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
有形固定資産	161	19	65	95	40.8
建物	38	2	3	34	9.6
その他の有形固定資産	122	16	61	60	50.6
無形固定資産	792	102	279	512	35.3
合 計	953	121	345	608	36.2

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
営業活動費	641	4,618
営業管理費	8	102
一般管理費	2,210	3,811
合 計	2,860	8,532

(注) 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、平成19年度23百万円、平成20年度23百万円であります。また、生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する負担金は平成19年度5百万円であります。

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
国 税	8	48
消 費 税	5	5
印 紙 税	3	8
登 録 免 許 税	—	35
そ の 他 の 国 税	—	—
地 方 税	52	437
地 方 消 費 税	1	1
法 人 事 業 税	47	431
固 定 資 産 税	1	0
事 業 所 税	2	3
そ の 他 の 地 方 税	—	—
合 計	61	485

(18) リース取引

該当ありません。

VI-4 資産運用に関する指標等（一般勘定）

(1) 資産運用の概況

① 平成20年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

平成20年度は、世界的な金融不安の拡大と急激な景気後退への対処がテーマとなりました。9月の米大手証券破綻を契機とする金融市場の混乱により世界経済は急速に縮小し、外需主導型経済の日本は輸出産業中心に打撃を被りました。

かかる状況を反映して、国内株式市場においてはTOPIX、日経平均ともに10月下旬にバブル崩壊後の最安値を更新しました。TOPIXは3月中旬に更に安値をつけ、年度末日経平均は8,000円台で終了しました。

長期金利については、世界的なインフレ懸念や米利上げ観測の高まりから6月中旬に10年国債利回りが1.9%に接近しました。その後世界的に大幅な金融緩和局面に突入し、12月末に1.1%台になりましたが、年度末は1.3%台で終了しました。

円相場については、米金利先高観や米当局の強いドル発言から8月には110円台まで円安ドル高が進行しました。その後9月の米大手証券破綻を受けて円買いの動きが強まり、87円台まで円高が進行しましたが、日本の政局不安定化等で円高は一服し、年度末は98円台で終了しました。

ロ. 当社の運用方針

資金の性格に鑑み、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした運用方針としました。

市場動向やリスク許容度を勘案し、外貨建資産、国内株式については投資を控えました。

金融環境の変化に対応し、効率的運用を行うと同時に、資産の健全性を高めるよう努めております。

ハ. 運用実績の概況

平成20年度末の一般勘定資産（総資産）は、前年度末から129,453百万円増加し、211,351百万円となりました。主な内訳は公社債の189,301百万円で、総資産構成比89.6%であります。

平成20年度の資産運用収益は、利息及び配当金等収入が2,286百万円、収益全体では2,978百万円となりました。一方、資産運用費用は860百万円となり、資産運用収支では2,117百万円となりました。

平成20年度末の含み損益（時価と帳簿価額との差損益）は、1,412百万円（主な内訳は公社債1,557百万円、株式△144百万円）となりました。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度末		平成20年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	2,966	3.6	15,117	7.2
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	74,549	91.0	191,657	90.7
公 社 債	70,914	86.6	189,301	89.6
株 式	2,114	2.6	862	0.4
外 国 証 券	177	0.2	133	0.1
公 社 債	177	0.2	133	0.1
株 式 等	—	—	—	—
その他の証券	1,343	1.6	1,360	0.6
貸 付 金	2,040	2.5	2,201	1.0
保険約款貸付	2,040	2.5	2,201	1.0
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	36	0.0	34	0.0
繰 延 税 金 資 産	481	0.6	—	—
そ の 他	1,823	2.2	2,339	1.1
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
合 計	81,897	100.0	211,351	100.0
うち外貨建資産	0	0.0	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
現預金・コールローン	△784	12,150
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	4,903	117,107
公 社 債	5,774	118,386
株 式	△512	△1,252
外 国 証 券	△329	△43
公 社 債	△329	△43
株 式 等	—	—
その他の証券	△29	16
貸 付 金	239	160
保険約款貸付	239	160
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	36	△1
繰 延 税 金 資 産	236	△481
そ の 他	217	516
貸 倒 引 当 金	1	—
合 計	4,849	129,453
うち外貨建資産	△0	△0

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	平成19年度	平成20年度
現預金・コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	1.96	1.80
うち公社債	2.08	2.11
うち株式	△1.71	△6.45
うち外国証券	2.61	△36.61
貸付金	3.44	3.52
うち一般貸付	—	—
不動産	—	—
一般勘定計	1.87	1.70

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
現預金・コールローン	3,705	6,716
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	71,737	113,748
うち公社債	68,036	110,608
うち株式	1,849	1,559
うち外国証券	481	166
貸付金	1,927	2,151
うち一般貸付	—	—
不動産	0	37
一般勘定計	78,907	124,391
うち海外投融资	481	166

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
利息及び配当金等収入	1,464	2,286
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	192	691
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他運用収益	—	—
合 計	1,657	2,978

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
支 払 利 息	0	0
商品有価証券運用損	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	100	572
有 価 証 券 評 価 損	—	287
有 価 証 券 償 還 損	—	—
金 融 派 生 商 品 費 用	83	—
為 替 差 損	—	—
貸倒引当金繰入額	—	—
貸 付 金 償 却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
そ の 他 運 用 費 用	0	0
合 計	185	860

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
預 貯 金 利 息	—	—
有価証券利息・配当金	1,398	2,211
公 社 債 利 息	1,327	2,138
株 式 配 当 金	45	53
外国証券利息配当金	12	5
貸 付 金 利 息	66	75
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	1,464	2,286

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
国 債 等 債 券	191	382
株 式 等	1	309
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	192	691

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
国債等債券	21	122
株式等	78	449
外国証券	—	—
その他共計	100	572

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
国債等債券	—	60
株式等	—	160
外国証券	—	66
その他共計	—	287

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	43,730	58.7	97,770	51.0
地方債	—	—	35,324	18.4
社債	27,184	36.5	56,205	29.3
うち公社・公団債	2,508	3.4	13,813	7.2
株式	2,114	2.8	862	0.4
外国証券	177	0.2	133	0.1
公社債	177	0.2	133	0.1
株式等	—	—	—	—
その他の証券	1,343	1.8	1,360	0.7
合計	74,549	100.0	191,657	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	—	—	303	2,495	199	40,730	43,730
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	405	713	2,038	4,808	7,614	11,603	27,184
株 式						2,114	2,114
外国証券	—	—	—	—	—	177	177
公社債	—	—	—	—	—	177	177
株式等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	1,343	1,343
合 計	405	713	2,341	7,304	7,814	55,970	74,549

(単位：百万円)

区 分	平成20年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	—	2,200	3,145	2,397	19,374	70,653	97,770
地 方 債	—	—	500	405	22,304	12,114	35,324
社 債	—	766	2,941	4,167	24,086	24,243	56,205
株 式						862	862
外国証券	—	—	—	—	—	133	133
公社債	—	—	—	—	—	133	133
株式等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	1,360	1,360
合 計	—	2,967	6,586	6,969	65,765	109,367	191,657

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	平成19年度末	平成20年度末
公 社 債	2.06	1.89
外 国 公 社 債	2.90	4.35

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度末		平成20年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水産・農林業	—	—	—	—	
鉱業	—	—	—	—	
建設業	—	—	—	—	
製 造 業	食料品	75	3.6	13	1.6
	繊維製品	12	0.6	21	2.5
	パルプ・紙	35	1.7	32	3.7
	化学	127	6.0	76	8.9
	医薬品	249	11.8	39	4.6
	石油・石炭製品	38	1.8	43	5.0
	ゴム製品	—	—	—	—
	ガラス・土石製品	—	—	—	—
	鉄鋼	59	2.8	—	—
	非鉄金属	—	—	—	—
	金属製品	49	2.3	—	—
	機械	—	—	—	—
	電気機器	375	17.8	129	15.0
	輸送用機器	161	7.6	62	7.2
精密機器	—	—	—	—	
その他製品	305	14.4	57	6.6	
電気・ガス業	36	1.7	—	—	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸運業	32	1.6	24	2.8
	海運業	—	—	—	—
	空運業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業 情報・通信業	222	10.5	191	22.2
商 業	卸売業	—	—	—	—
	小売業	75	3.5	64	7.5
金 融 ・ 保 険 業	銀行業	—	—	—	—
	証券・商品先物取引業	95	4.5	—	—
	保険業	—	—	—	—
	その他金融業	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	
サービス業	161	7.7	106	12.3	
合 計	2,114	100.0	862	100.0	

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末
保 険 約 款 貸 付	2,040	2,201
契 約 者 貸 付	1,565	1,728
保 険 料 振 替 貸 付	475	473
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	— (—)	— (—)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	— (—)	— (—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公共団体・公企業貸付	—	—
住 宅 □ — ン	—	—
消 費 者 □ — ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	2,040	2,201

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	前期末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償却累計率 (%)
平成 19 年度	土 地	—	—	—	—	—	—
	建 物	—	36	—	0	36	1.9
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	15	56	5	9	56	45.1
	合 計	15	93	5	9	92	33.7
平成 20 年度	土 地	—	—	—	—	—	—
	建 物	36	1	—	2	34	9.6
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	56	20	0	16	60	50.6
	合 計	92	22	0	19	95	40.8

(注) 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額の割合です。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末
不 動 産 残 高	36	34
営 業 用	36	34
賃 貸 用	—	—
賃貸用ビル保有数	— 棟	— 棟

(24) 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
有 形 固 定 資 産	2	0
土 地	—	—
建 物	—	—
そ の 他	2	0
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	2	0

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

該当ありません。

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度末		平成20年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	177	100.0	133	100.0
円 貨 建 資 産 計	177	100.0	133	100.0

二. 合 計

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度末		平成20年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海 外 投 融 資	177	100.0	133	100.0

② 地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度末							
	外国証券		公 社 債		株 式 等		非居住者 貸付	
	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率
北 米	—	—	—	—	—	—	—	—
ヨーロッパ	—	—	—	—	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—
ア ジ ア	177	100.0	177	100.0	—	—	—	—
中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	177	100.0	177	100.0	—	—	—	—

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度末							
	外国証券		公 社 債		株 式 等		非居住者 貸付	
	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率
北 米	—	—	—	—	—	—	—	—
ヨーロッパ	—	—	—	—	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—
ア ジ ア	133	100.0	133	100.0	—	—	—	—
中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	133	100.0	133	100.0	—	—	—	—

③ 外貨建資産の通貨別構成

外貨建運用資産残高は、ありません。

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

平成19年度	平成20年度
2.61	△36.61

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

該当ありません。

Ⅵ－5 有価証券等の時価情報（一般勘定）

当社の勘定はすべて一般勘定で、前記Ⅴ－9のとおりです。

Ⅶ-1 リスク管理態勢について

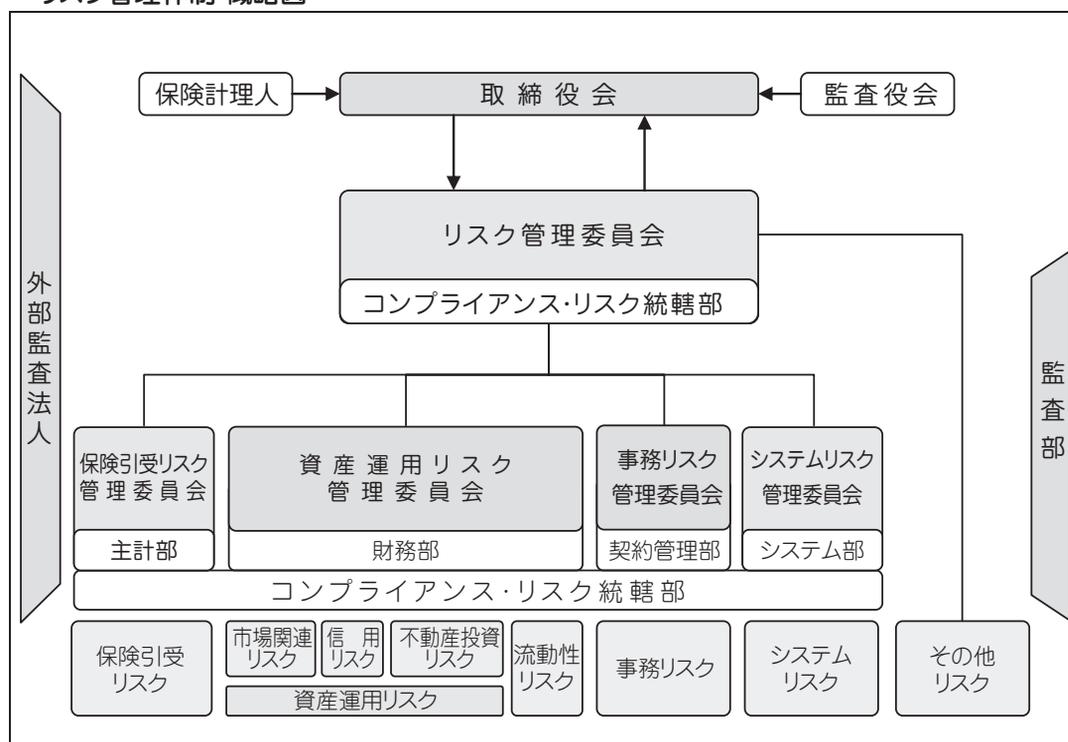
(1) 基本方針

当社は、お客さまに対して、長期にわたり安定的に生命保険契約を通じた保障を提供することが生命保険会社の基本的な業務であるとの認識の下、生命保険事業を取り巻くリスクに対して適切に対処し、財務の健全性の維持・向上を図っていかねばならないと認識しております。当社では以下に記載のとおり、経営陣が自らリスク管理に携わるなど、実効的なリスク管理に取り組んでおります。

(2) リスク管理体制

当社では、取締役会で定められた「リスク管理に関する基本方針」に基づき、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスクを統括的に管理しております。また、各リスクの特性に応じて「保険引受リスク管理委員会」、「資産運用リスク管理委員会」、「事務リスク管理委員会」、「システムリスク管理委員会」を設置し、専門的に管理しております。各委員会は、各リスクを担当する取締役が委員長に就任するとともに、担当部署が事務局を務めるなど、委員長と事務局ならびに委員を適切に選任することにより、リスク管理の実効性と牽制機能の確保に努めているなど、実効的なリスク管理体制を確保しております。統括的リスク管理部署であるコンプライアンス・リスク統轄部は、全ての委員会に委員および事務局として関与することで、リスクを統括する態勢を構築しております。

リスク管理体制 概略図



① 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクです。

当社では、将来収支予測や第三分野保険における保険事故発生率の事後検証（ストレステスト・負債十分性テスト）を行い、十分な責任準備金（危険準備金を含む）の積立水準が確保できるように取り組んでいるほか、各種保険事故発生率に関する自社統計を定期的に取り、その結果を基に保険料率算定時の計算基礎が適切であったかどうか、また実際の保険事故発生率や金利水準が当初の想定から大きく乖離していないかなどを検証しております。

検証結果に基づき、必要に応じて保険料率の改定、保険契約引受基準の見直し、再保険の活用などの対応を行っております。再保険会社の選定にあたっては、財務的な健全性をもった信用力の高い保険会社とすることを基本方針に掲げ、主要格付機関の格付け等をベースに再保険先の信用力・担保力の評価を行っております。

② 資産運用リスク管理

生命保険事業は公共性の高い事業であり、また、お客さまの大切な財産をお預かりしているという観点から、資産運用は、安全かつ有利な運用を基本原則としております。当社では、個々の資産が持つリスク特性や収益特性を考慮した効率的な投資を実現するためにはリスク管理が極めて重要であることから、資産運用に関するリスク管理に努めております。

具体的には資産運用リスク（市場関連リスク、信用リスク）の状況を定期的に把握・監視しながら、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。

なお、当社ではバリュー・アット・リスク（VaR：注）を用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しております。

（注）バリュー・アット・リスクとは、過去の実績に基づいて統計学的に算出した、一定期間内に生じる可能性のある最大損失予想額のことです。

イ. 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、市場リスクと市場リスクに付随する信用リスク等の関連リスクにより、損失を被るリスクであり、金利リスク、有価証券等の価格変動リスク、為替リスクの3つのリスクからなります。

当社では、VaRによる管理を行っているほか、保有制限や損失額の増大を防止するためのルール（ロスカット（損切り）・ルール）を定め、管理を行っております。

ロ. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、オフバランス資産を含む資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。

当社では、有価証券等の運用資産に対しましては、同一企業や同一企業グループへの与信集中を避けるほか、低格付有価証券の保有の抑制に努めております。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りリスクもしくは市場流動性リスクにより、損失を被るリスクです。

当社では、資金の出入状況の管理を行うとともに、流動性資産（現預金・コールローン・その他短期運用資産（預金性格の資産、3ヶ月以内に償還の債券等））を一定額以上確保しております。

④ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員等が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。

当社では、事務基準等を規定化・マニュアル化しており、役職員はそれらに従った正確かつ迅速な事務を行うこととしております。また、自部門内における相互検証が制度化されているほか、監査部門による内部監査にて事後検証を実施するなど、内部相互牽制機能が正常に働くよう体制を整備しております。

⑤ システムリスク管理

システムリスクとは、情報システムの安全性・信頼性に関するリスク、情報システムの有効性・効率性に関するリスク、または情報システムの不正使用など遵守性に関するリスクにより、損失を被るリスクです。

当社では、インターネットや社内PCを接続するネットワークに関するリスク管理対策として、ファイアーウォールの設置や個人使用PCの暗号化等を実施しており、フロッピディスク等の外部媒体への書き出しを制限するなど、コンピュータに記録された情報の漏洩・破壊・改ざんの防止に努めております。

なお、当社では定期的に情報システムに対する外部監査を実施し、外部専門家の客観的な点検・評価を受けることにより、システムリスク管理レベルの向上を図っております。

⑥ その他のリスクの管理

その他のリスクとは、地震・風水害等の自然災害、テロ・脅迫等の人的災害、もしくは大規模停電・通信障害等の技術的災害等の発生により、業務の継続が困難となるリスク、ならびに、企業情報もしくは個人情報の漏洩、法令等の違反、風評の発生等により、業務の運営が阻害される等経営に影響が生じるリスクです。

当社では、リスク管理委員会の管下で直接管理することを定めており、リスクに対しいち早く対処・処理を行うだけでなく、大規模な災害などの発生時においてもお客さまからのお問い合わせやご請求などに対し迅速に対応可能な体制の整備に努めております。

Ⅶ-2 コンプライアンス（法令等遵守）推進態勢について

(1) 基本方針

当社は、生命保険業が広く経済・社会に貢献していく高い公共性を有し、重大な責務を負っているとの認識の下、法令等および諸規程等、ならびに社会規範および企業倫理等を厳格に遵守することが重要であることに鑑み、取締役会において「コンプライアンスに関する基本方針」を定めてコンプライアンスを意識した事業活動を行うためのコンプライアンス推進態勢を整備してまいります。また、取締役会において「フコクしんらい生命行動規範」を定め、役職員がコンプライアンスを実践するための指針としております。

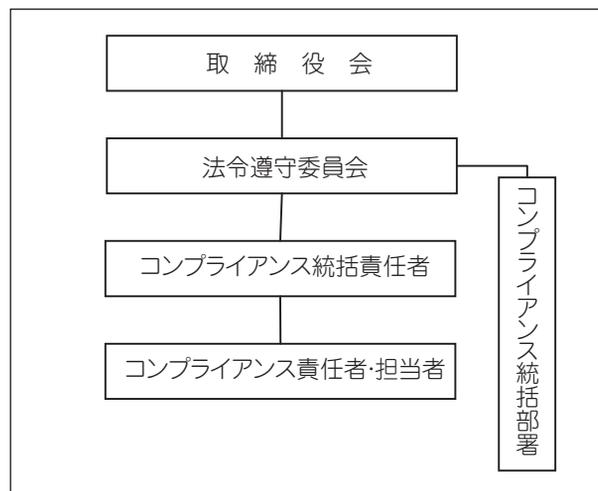
(2) 推進態勢

当社では、法令等遵守態勢を以下のとおり見直し、効率的かつ実効性のあるコンプライアンス推進態勢の整備・強化を図りました。

① 組織体制

社長が委員長となり、常勤の取締役および部長で構成される「法令遵守委員会」は取締役会の委任を受け、法令等遵守状況を把握するとともに、コンプライアンスの推進に関する事項（コンプライアンス推進体制、コンプライアンス・プログラムの策定、コンプライアンス・マニュアルの改訂等）を審議し、コンプライアンスの推進を図っております。同委員会の事務局は、コンプライアンス統括部署であるコンプライアンス・リスク統轄部が担当しており、全社的なコンプライアンスの指導および指示を行っております。

また、本社各部署においては、コンプライアンス推進の責任者（コンプライアンス責任者）と実務担当者（コンプライアンス担当者）がコンプライアンス・リスク統轄部の指示のもと、コンプライアンスを実践・推進しております。



② コンプライアンスの推進

コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンスに関する方針、社内規程、関係法令等の解説や留意事項をまとめたコンプライアンス・マニュアルを毎年改訂・配付しております。

また、コンプライアンス・プログラムに基づき、階層別・所属別コンプライアンス研修を定期的
に実施して、コンプライアンス意識や知識の向上を図っております。

一方、コンプライアンスに関する職員からの質問や相談、不適正事象の通報を受け付ける「コン
プライアンス相談窓口」を設けて現場の声を吸い上げることにより、不適正な事象の早期発見と適
正かつ迅速な対応を図ると共に再発防止に努めております。

Ⅶ－３ 第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について

(保険業法第 121 条第 1 項第 1 号の確認 (第三分野保険に係るものに限る) の合理性及び妥当性)

少子高齢化が進行する中で、医療保険や介護保険等のいわゆる第三分野商品は医療政策等の外的要因や
保険契約者の想定外の行動の影響を受けやすく、長期的な不確実性を有していると考えられております。

第三分野商品の責任準備金については、保険業法等の定めるところに従って、標準責任準備金の積み立
てを行っておりますが、上記のような観点から、当社では商品ごとに予め設定した予定発生率が十分なり
スクをカバーしているか確認するために社内規程に基づいて定期的にストレステストを実施し、リスクの
カバーが不十分と判断された場合、危険準備金を積み立てることとしております。

さらに、一定の場合には、将来収支分析 (負債十分性テスト) を実施し、保険料積立金を追加して積み
立てることとしております。

当社ではストレステストの実施に当たり、過去の保険事故発生率等の実績に基づいてテスト実施期間(基
準日より将来 10 年間)の発生率に関するリスクの 99%をカバーする発生率 (危険発生率 A という) と
97.7%をカバーする発生率 (危険発生率 B という) を統計的手法により予測しております。

この危険発生率 A による将来発生する保険金額と予定発生率に基づく保険金額を比較して、予定発生率
に基づく保険金額が大きければ保険料積立金が十分と判断し、逆に、下回っていれば、保険料積立金が不
十分として危険準備金を積み立てます。また危険発生率 B による将来発生する保険金額と予定発生率に基
づく保険金額を比較して、予定発生率に基づく保険金額が下回っていれば危険準備金の積み立てを行うと
ともに負債十分性テストを行っております。

平成 20 年度決算におけるストレステストの結果、4 百万円の危険準備金を積み立てましたが、負債十
分性テストについては実施する必要のある商品区分は該当がなかったため、保険料積立金の追加積み立
ては行っておりません。

なお、危険発生率の設定方法やテスト結果については、社内規程に基づき、算定部署から独立している
保険引受リスク管理委員会において、その合理性・妥当性等について確認し、牽制機能を確保しております。

●負債十分性テスト、ストレステストの結果 (保険料積立金、危険準備金の額)

(単位: 百万円)

	平成 19 年度末残高	平成 20 年度末残高
保 険 料 積 立 金	—	—
危 険 準 備 金	4	4

Ⅶ-4 個人データ保護について

当社は、お客さまから信頼される保険会社であるために個人情報の取り扱いが重要であることを認識し、個人情報保護法その他の関連法令・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、今後とも個人情報を適正に取り扱うとともに保護に努めてまいります。

当社では、個人情報に関する方針として「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」を定めるとともに、お客さまからお預かりしている個人情報の取り扱いルールとして「保有個人データに関する事項」を定め、お客さまからの個人情報に関するご相談・お申出に迅速かつ適正に対応できるよう努めております。

プライバシーポリシー

フコクしんらい生命個人情報保護方針

■ 当社の個人情報に関する取り扱いについて

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また生命保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインや(株)生命保険協会の指針(生命保険業における個人情報保護のための取扱指針)を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び(株)生命保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の取り扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取り扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し改善いたします。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、下記の目的に必要な範囲内で利用します。また、利用目的は、ホームページ等により公表するほか、重要事項説明書等に掲載します。さらに利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に、原則として書面等により通知し、またはホームページ等により公表します。その他の目的に利用することはありません。

- (1) 当社の商品の販売・サービスの提供、契約の維持・管理。当社の商品・サービスは次のとおりです。
 - ・生命保険及びこれに付帯・関連するサービス
- (2) 当社のグループ会社・提携先企業における商品・サービス(損害保険、セミナー、コンサルティング)の案内・提供
- (3) 保険事故の調査(医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます)
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) 代理店等販売網の新設・維持管理、社員採用等に関する業務
- (6) その他保険に関連・付随する業務
- (7) グループ会社との共同利用

当社は、当社のグループ会社及び提携先企業が取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

[1] 個人データの項目：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容

[2] 管理責任者：当社

(8) 情報交換制度

[1] 保険契約等に関する情報の共同利用制度

当社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また不正な保険金請求を防止するために生命保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては(株)生命保険協会のホームページ(契約内容登録制度、契約内容照会制度、支払査定時照会制度)をご覧ください。

[2] 生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度

当社は、生命保険代理店・募集人等の適切な監督や当社の職員採用等のために、生命保険会社との間で、生命保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、当社は、生命保険代理店への委託等のために、(株)生命保険協会が実施する生命保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、(株)生命保険協会のホームページ(募集人登録情報照会制度、合格情報照会制度、退社者情報登録制度)をご覧ください。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
- ・生命保険会社等の間で共同利用を行う場合

4. 信用情報の取り扱い

当社は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、保険業法施行規則第53条の9に基づき、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用しません。

5. センシティブ情報の取り扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、次の場合を除き、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下「センシティブ情報」といいます）を取得、利用または第三者に提供しません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、原則として書面による本人の同意に基づき、業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者に提供する場合
- (2) 上記のほか、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条第1項各号に掲げる場合

6. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、取扱代理店または最寄りの営業店にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応させていただきます。

7. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等または利用停止等に関するご請求については、下記のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。ご請求者をご本人であることをご確認させていただくとともに、当社所定の書式に必要事項をご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。なお、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。詳細につきましては、当社の「保有個人データに関する事項」をご覧ください。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

8. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。
当社の個人情報の取り扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は下記までお問い合わせください。

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室
フリーダイヤル：0120-700-651
 （受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く））
 所在地：〒108-0071 東京都港区白金台3-2-10 白金台ビル
 ホームページ <http://www.fukokushinrai.co.jp>

当社は、認定個人情報保護団体である（社）生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

（社）生命保険協会 生命保険相談室
電話：03-3286-2648
 所在地：〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
 ホームページ <http://www.seiho.or.jp>

9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する基本方針・取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

また当社が、外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視する等委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

なお、安全管理措置に関するご質問については、上記の当社のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

Ⅶ－５ 勧誘方針について

フコクしんらい生命保険株式会社では、お客さまのご期待にお応えできるより良い商品・サービスを提供し、お客さまからの信頼にお応えするために勧誘方針を次のように定めました。

1. ライフスタイルに合ったより良い商品・サービスを提供いたします

お客さまのライフスタイルに合ったより良い商品・サービスの提供を行うために、勧誘にあたってはコンサルティング活動を通じて、適切な情報の提供をするとともに、お客さまのご意向と実情に配慮した勧誘を行います。特に未成年者の方を被保険者とする生命保険契約については、モラルリスクを排除する観点から適切な勧誘に努めます。

2. 契約内容を十分に説明し、ご理解いただいた上でご契約いただきます

お客さまへの勧誘に際しては、お客さまのご意向に沿って、時間・場所等に十分に配慮するように努めます。また、お客さまからご契約のお申し込み等をお受けする際には、ご契約に関する重要事項を書面で説明し、ご理解、ご納得していただいた上でご契約いただきます。特に市場リスクを伴う商品については、そのリスクの内容について適切な説明に努めます。

3. お客さまに関する情報は厳正に取り扱います

お客さまのプライバシーを保護するため、業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社で定めた「プライバシーポリシー」に則り、厳正に取り扱います。

4. 募集ルールに合った適正な販売を行います

金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、保険業法等、各種法令等を遵守して適正な販売を行います。事実でない情報をお伝えしたり、将来において不確定なことから断定的な説明は行いません。

Ⅶ－6 反社会的勢力による被害を防止するための基本方針について

当社では、反社会的勢力との関係を排除・遮断するとともに、不当要求に対して断固たる姿勢で臨むための基本的な事項を定めることにより、当社および当社の役員・社員、ご契約者さま等への被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性・健全性を確保することを目的として、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を以下のとおり定めております。

反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

1. 目的

この反社会的勢力による被害を防止するための基本方針（以下、「本方針」といいます。）は、反社会的勢力との関係を排除・遮断するとともに、不当要求に対して断固たる姿勢で臨むための基本的な事項を定めることにより、当社および当社の役員・社員、ご契約者さま等への被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性・健全性を確保することを目的とします。

2. 定義

「反社会的勢力」とは、暴力・威力・詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人のことをいい、いわゆる暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等に加え、暴力的な要求や法的な責任を超えた不当な要求を行う集団または個人も含まれます。

3. 原則

当社は、「1. 目的」を達成するため、以下の原則を遵守します。

(1) 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力と一切の関係もちません。また、反社会的勢力と知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点またはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消します。

(2) 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対し、理由の如何に関わらず、裏取引や資金提供を行いません。

(3) 組織としての対応

当社は、反社会的勢力から不当要求がなされた場合、対応をその不当要求事案に関わる担当者や担当部署のみに任せることなく、代表取締役等の経営陣以下、組織全体として対応します。

(4) 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(5) 有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、何らかの被害を受けた場合は積極的に被害届を提出するなど刑事事件化を躊躇しません。

4. 体制の整備

当社は、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を設置し、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援する体制を構築します。

Ⅶ 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

Ⅸ 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

(参考) 証券化商品等への投資及びサブプライム関連投資状況

該当ありません。

フコクしんらい生命保険株式会社

〒108-0071

東京都港区白金台3-2-10 白金台ビル

TEL 03 (5789) 6790 (代表)

url <http://www.fukokushinrai.co.jp>

本誌は保険業法第111条に基づき作成しております。

〈編集担当：経営企画部〉



フコクしんらい生命保険株式会社

〒108-0071 東京都港区白金台 3-2-10 白金台ビル tel 03-5789-6790(代表) fax 03-6672-8155
url <http://www.fukokushinrai.co.jp>